

国際法定計量機関(OIML)の 組織と活動のあらまし



2026

国立研究開発法人
産業技術総合研究所
計量標準総合センター

国際法定計量機関正加盟国及び準加盟国一覧表(2026年1月現在)

正加盟国(64)

アイルランド	カザフスタン	スロバキア	フィンランド
アメリカ	カナダ	スロベニア	ブラジル
アルジェリア	韓国	セルビア	フランス
アルバニア	カンボジア	タイ	ブルガリア
イギリス	キプロス	タンザニア	ベトナム
イスラエル	キューバ	チェコ	ベラルーシ
イタリア	ギリシャ	中国	ベルギー
イラン	クロアチア	チュニジア	ポーランド
インド	ケニア	デンマーク	ポルトガル
インドネシア	コロンビア	ドイツ	北マケドニア
ウクライナ	サウジアラビア	トルコ	南アフリカ
エジプト	ザンビア	日本	モナコ
エチオピア	スイス	ニュージーランド	モロッコ
オーストラリア	スウェーデン	ノルウェー	モンテネグロ
オーストリア	スペイン	パキスタン	ルーマニア
オランダ	スリランカ	ハンガリー	ロシア

準加盟国(67)

アイスランド	キリバス	ナミビア	香港
アゼルバイジャン	キルギスタン	ネパール	マダガスカル
アラブ首長国連邦	グアテマラ	バーレーン	マラウイ
アルゼンチン	クウェート	バルバドス	マリ
アンゴラ	コスタリカ	バングラデシュ	マルタ
イラク	シエラレオネ	パナマ	マレーシア
ウガンダ	ジブチ	パプアニューギニア	メキシコ
ウズベキスタン	ジョージア	パラグアイ	モーリシャス
ウルグアイ	シンガポール	フィジー	モザンビーク
エクアドル	ジンバブエ	フィリピン	モルドバ
エストニア	スーダン	ブルキナファソ	モンゴル
オマーン	セーシェル	ベナン	ヨルダン
ガーナ	セントルシア	ベネズエラ	ラトビア
ガイアナ	台湾	ペルー	リトアニア
カタール	ドミニカ	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ルワンダ
ガボン	トリニダード・トバゴ	ボツワナ	ルクセンブルグ
ギニア	ナイジェリア	ボリビア	

目 次

はじめに	1
1. 国際法定計量機関を設立する条約	1
1.1 OIML 条約成立までの経緯	1
1.2 日本の条約加入	2
2. 条約の概要	2
3. 組織と運営	2
3.1 機関の構成	2
3.1.1 国際法定計量会議 (International Conference on Legal Metrology)	2
3.1.2 国際法定計量委員会 (International Committee of Legal Metrology)	3
3.1.3 運営委員会	7
3.1.4 開発途上国に対する支援	7
3.1.5 技術委員会と小委員会 (TC/SC)	8
3.1.6 国際法定計量事務局 (BIML)	8
3.2 財政	8
4. 加盟国の利益と義務	10
4.1 利益	10
4.2 義務	10
5. 他の国際機関及び地域機関との協力関係	10
6. これまでの OIML の活動状況	11
7. OIML 技術活動 (technical activities)	17
7.1 技術委員会と小委員会及びプロジェクト・グループ (PG) の役割	17
7.2 OIML 刊行物の作成過程	18
8. 計量器型式に対する証明書の相互承認制度	21
8.1 証明書制度の概要	21
8.2 (旧) OIML 基本証明書制度 (Basic Certificate System)	21
8.3 (旧) 計量器の型式評価国際相互受入れ取決めの枠組み (MAA)	22
8.4 OIML 証明書制度 (OIML-CS)	22
9. わが国の対応	25
10. 出版	27
10.1 OIML 機関誌 (OIML Bulletin)	27
10.2 OIML 刊行物	27
11. 参考資料 1	28
12. 参考資料 2	34
13. 参考資料 3	50
14. 参考資料 4	60

はじめに

計量の基本となる国際的な枠組としてはメートル条約が存在し、科学的な計量単位の定義方法と、その表記や使用方法を定めている。しかしその一方で多くの国家や地域において、市民生活に密着した商取引や証明行為、そして国際的な商取引のために用いられる計量器の信頼性や測定結果の同等性を確保するための技術的及び社会的な基本制度が必要とされている。このような実用的な計量制度のうち、法律に基づいて規制される技術的及び行政的な管理体系が**法定計量 (Legal Metrology)**と呼ばれており、科学的計量学 (Scientific Metrology) と区別されている。

本誌の発行年は2026年であるが、掲載している活動内容の中心は2025年のものである。2025年は、メートル条約締結150周年及びOIML設立70周年という記念すべき年であり、さらにわが国においても度量衡取締条例が公布されてから150年の節目に当たる重要な年となった。

1. 国際法定計量機関を設立する条約

(Convention establishing an International Organization of Legal Metrology)

1.1 OIML 条約成立までの経緯

1875年(明治8年)に締結されたメートル条約は、メートル法による国際単位系(SI*)の普及を図るための計量標準及び計量単位に関する研究を中心課題とした学術的な性格を持つ条約である。わが国は1885年(明治18年)に同条約に加入し、以来その一員として活動している。

その一方でメートル条約への参加機関の多くが法定計量制度に関わっていたため、1913年(大正2年)の第5回国際度量衡総会(CGPM)の頃から、産業や商取引等で使用されている計量器の構造、使用方法、検定・検査の方法、許容誤差などの行政上又は技術上の諸問題を含む実用的な計量制度について、国際的な調和を図ることが重要視されるようになった。そして科学を基にしたメートル条約だけでこのような問題を解決することは難しいことから、新たな組織の設立が望まれた。それは当初、CGPMに助言を与える常設の委員会として提案されたが、むしろ実用計量の中核をなす法定計量を主な目的とした独立した国際機関とすることが提案された。

1937年(昭和12年)7月、パリにおいて日本の米田麟吉を含む37か国の代表が集まり、初回の実用計量に関する国際会議(First International Conference of Practical Metrology)が開かれた。またポーランドのラウスザール(Z. Rauszer)博士を初代委員長として、予備的な国際法定計量委員会(Provisional Committee of Legat Metrology)も設立された。この活動はその後、第二次世界大戦のため中断されたが戦後再開された。

1950年(昭和25年)と1952年には、それぞれパリとブリュッセルにおいて、ベルギーのヤコブ(M. Jacob)委員長の元で予備的な国際法定計量委員会が開かれ、実用計量のための国際機関設立を目的とする条約を作成することについて一定の合意が得られた。メートル条約から独立した国際法定計量機関(OIML)の設立については、1954年(昭和29年)に開催された第10回CGPMにおいても合意が得られた。

この条約案は各国政府に送付され、意見が求められた。日本においては通商産業省(現在の経済産業省)で検討され、条約が正式に締結されたときは加入するよう準備を進めることとなった。

このようにして 1955 年(昭和 30 年)10 月 12 日、「国際法定計量機関を設立する条約」(略称: OIML 条約)がパリにおいて 22 か国の代表により締結され、署名された。なおこの条約は 16 番目の批准書が寄託された 30 日後に効力を生ずることになっていた(第 34 条)、正式に発効したのは 16 番目の正加盟国であるノルウェーが寄託した日から 30 日後の 1958 年 5 月 28 日であった。

初回の正式な国際法定計量会議(OIML 総会)は 1956 年(昭和 31 年)にパリにおいて開催され、23 の正加盟国と三つの準加盟国が参加した。1959 年には独立した国際法定計量事務局(BIML)がパリ市内に設置され、1964 年には現在の所在地へと移転した。初代の BIML 局長は、フランスのコスタマグナ(M. Costamagna)氏であった。

* 略語の一覧は**参考資料 4**を参照。

1.2 日本の条約加入

新しい OIML 条約の原案は事前に各国政府に送付され、意見が求められた。日本においては通商産業省(現在の経済産業省)で検討され、条約が正式に締結されたときは加入するよう準備を進めた。1955 年に OIML 条約が締結された後、わが国はこの条約への加入について、1960 年(昭和 35 年)の第 35 回通常国会で承認を求めたが、安全保障条約の審議の影響から審議未了となった。そこで 1961 年(昭和 36 年)の第 38 回国会に改めて承認を求め、同年 3 月に承認が得られた。そしてわが国は 1961 年(昭和 36 年)5 月 16 日に条約への加入書をフランス政府に寄託し、同年 6 月 15 日から加入が認められ、同条約への第 28 番目の正加盟国となった。

2. 条約の概要

この条約は、前文及び本文(全 40 条)より成り、本文は以下の章から成っている。

- 第 1 章 機関の目的(第 1 条)
- 第 2 章 機関の構成(第 2 条～第 23 条)
- 第 3 章 会計規定(第 24 条～第 31 条)
- 第 4 章 一般規定(第 32 条～第 40 条)

条約の第 1 条においては国際法定計量機関の目的を定め、その目的を達成するための組織や、その運営等に関する基本原則を第 2 章から第 4 章において規定している(条約本文は**参考資料 3**を参照)。

3. 組織と運営

3.1 機関の構成

OIML を構成する組織を図 1 に示す。そのうち主要なものについて以下に説明する。

3.1.1 国際法定計量会議(International Conference on Legal Metrology)

国際法定計量会議(略称:OIML 総会)は、この機関の最高決議機関であり、各正加盟国の代表(各国 3 名以内、うち 1 名は計量関係の公務員、議決権は各国 1)から成る。OIML 条約では総会を 6 年に 1 回以上開くように決められており、1968 年以降は 4 年ごとに開催されている。

この総会は OIML の一般政策を定め、4 年間の予算案を承認し、機関の目的に定める分野において、加盟国が共同で行う勧告を決定する。総会の決定は、情報提供、検討事項及び勧告の形で直ちに加盟国に通知される。加盟国は、これらの決定をできる限り実施する道義的責任を負う。

総会の定足数^{*1}は正加盟国の 3 分の 2 以上であり、投票数^{*2}は出席した正加盟国の 5 分の 4 以上、議決数^{*3}は投票数の 5 分の 4 以上でなければならない。ただし委員会、事務局の組織や運営、及び内部規則等に関する決議については、絶対多数をもって直ちに執行できる。この場合、定足数と投票数は前記と同じである。COVID-19 の大流行のためオンラインで開催された 2021 年の総会においては、対面による参加とオンライン参加が同等であるという決議のもとにオンライン投票が行われた。この原則は OIML における全ての会議に適用される。

*1 定足数:会議で意思決定を行うために最低限必要な出席者数。

*2 投票数:会議で決議を行うために最低限必要な投票の数。

*3 議決数:会議で決議案が承認されるために最低限必要な賛成投票の数。

3.1.2 国際法定計量委員会 (International Committee of Legal Metrology)

国際法定計量委員会 (略称: CIML 委員会) は OIML の理事機関であり、OIML が目的とする業務を企画し、遂行する。また、OIML 総会での決議の準備、施行を行い、OIML 技術委員会 (TC) ・小委員会 (SC) の活動や事務局である BIML の業務を監督し、OIML 刊行物を承認する。

この委員会は正加盟国から指名された 1 名の国際法定計量委員 (略称: CIML 委員) で構成される。この委員は計量関係機関の現職公務員でなければならない。CIML 委員会は、1986 年以降は毎年開催されている (図 2 参照)。

CIML 委員会における決議の原則は総会と同様であるが、必要な定足数は 4 分の 3 以上となる。また委員会以外における通信手段を用いた決議については、3 分の 2 以上の有効回答があり、かつその全てが賛成投票であることが原則である。

CIML 委員長及び 2 名の副委員長は、CIML 委員の中から選挙によって選出され、その任期は 6 年である。委員長の選出手続きは OIML 基本文書 B 14 で規定されており、まず CIML 委員による予備投票を繰り返して最小数を得た候補者を除外し、最後に残った 1 名の候補者に対して信任投票を行って全 CIML 委員の過半数の賛成投票を得る必要がある。また 2 名の副委員長の役割の違いについては、第一副委員長のみが委員長不在の場合にその職務を臨時代行できる。現在の委員長と副委員長を図 3 に、委員長／副委員長／BIML 局長／副局長の変遷を表 1 に示す。

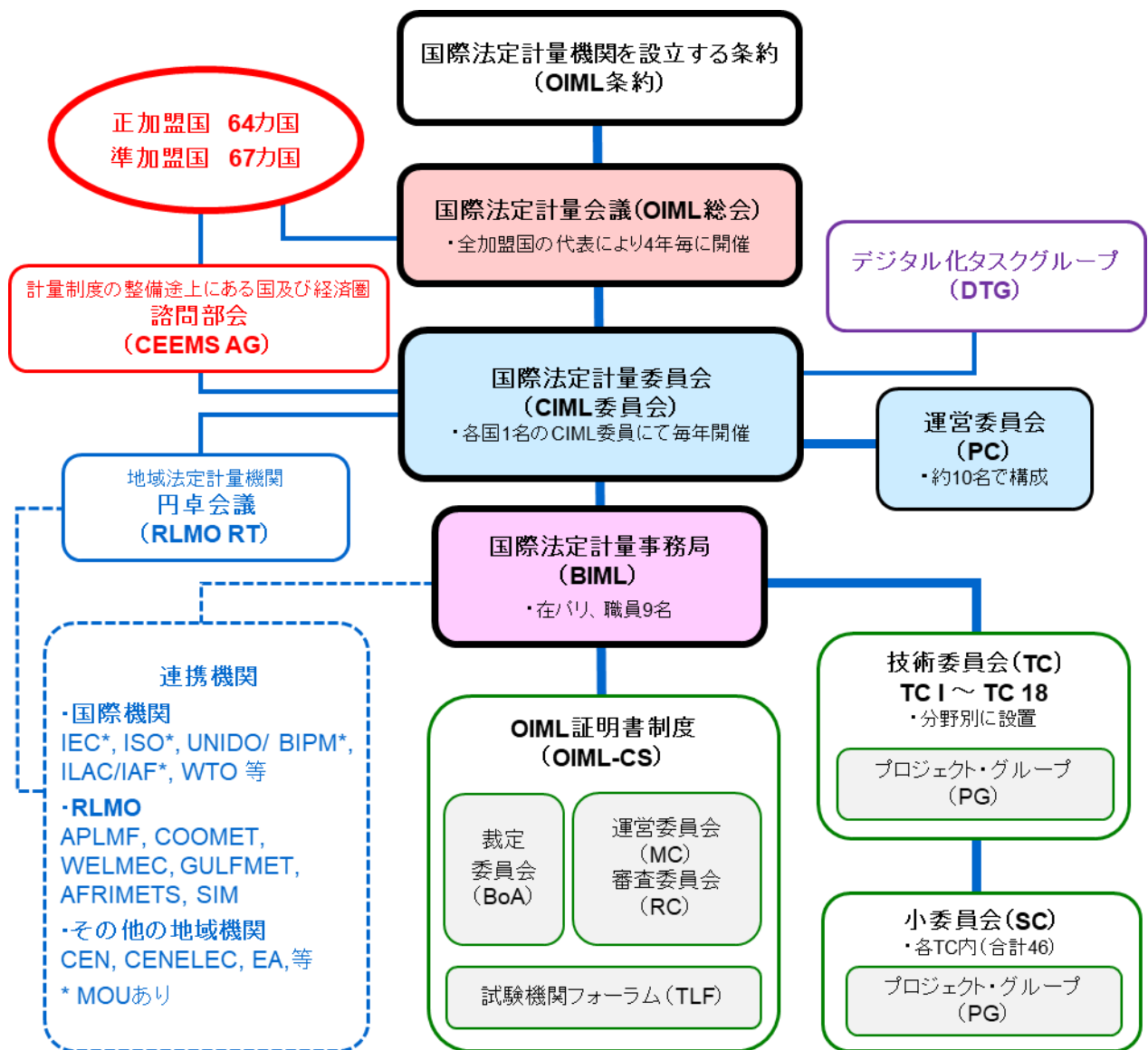


図 1 国際法定計量機関(OIML)の組織(2026年)

表 1 CIML 委員長・副委員長、及び BIML 局長・副局長 (1956～2026 年)

年*	OIML	CIML	CIML (任期:6 年)			BIML (任期:5 年)				
			委員長	第一副委員長	第二副委員長	局長	副局長	副局長		
1956	1	1	Mr. M. Jacob (ベルギー)	Dr. G. D. Bouhdoun (ロシア)	(空席)	Mr. Marcel Dominique Véran Costamagna (フランス)	Mr. Jerz. Jasnorzewski (ポーランド)	Mrs. M. L. Houdouin (事務局)		
1958		2								
1960		3								
1961		4								
1962	2	5	Dr. J. Stulla-Götz (オーストリア)	Prof. V. Korotkov (ロシア)	Prof. Hans König (スイス)		Mr. Bernard Athane (フランス)	Mr. Ernest William Allwright (英国)	Mr. Allwright	
1963		6								
1964		7								
1966		8								
1968	3	9	Mr. Adrian J. van Male (オランダ)	Prof. V. I. Ermakov (ロシア)	Mr. Peter Honti (ハンガリー)			Mr. Bernard Athane (フランス)	Mr. Ernest William Allwright (英国)	(空席)
1970		10								
1971		11								
1972	4	12								
1973		13	Mr. Van Male	Prof. Ermakov	Mr. William E. Andrus, Jr. (米)	Mr. Bernard Athane (フランス)			Mr. Ernest William Allwright (英国)	Mr. Z. Referowski
1975		14								
1976	5	15								
1978		16								
1980	6	17	Mr. Knut Birkeland (ノルウェー)	Mr. Lev K. Issaev (ロシア)	Mr. McCoubrey (米)		Mr. Bernard Athane (フランス)		Mr. Ernest William Allwright (英国)	Dr. Thulin
1982		18								
1983		19								
1984	7	20								
1986		21	Mr. Birkeland	Dr. A. I. Mekhan- nikov (ロシア)	Mr. D. Edgerly (米)			Mr. Bernard Athane (フランス)	Dr. Stig Ake Thulin (スウェーデン)	Dr. Ferenc Petik (ハンガリー)
1987		22								
1988	8	23								
1989		24								
1990		25	Mr. Birkeland	Mr. Samuel E. Chappell (米国)	(空席)	Mr. Bernard Athane (フランス)			Mr. Philippe Degavre (ベルギー)	Mr. Alexandre Vichenkov (ロシア)
1991		26								
1992	9	27								
1993		28								
1994		29	Mr. Gerard Faber (オランダ)	Mr. Chappell	Dr. Manfred Kochsiek (ドイツ)		Mr. Bernard Athane (フランス)		Mr. Philippe Degavre (ベルギー)	Ms. Desormeaux
1995		30								
1996	10	31								
1997		32								
1998		33	Mr. Faber	Dr. Kochsiek	Dr. L K. Issaev			Mr. Jean-François Magaña (フランス)	Mr. Attila Szilvassy (ハンガリー)	Mr. Ian Dunmill (英国)
1999		34								
2000	11	35								
2001		36								
2002		37	Dr. Kochsiek	Dr. Issaev	(空席)	Mr. Jean-François Magaña (フランス)			Mr. Szilvassy	Mr. Dunmill
2003		38								
2004	12	39								
2005		40								

2006		41	Mr. Alan E. Johnston (カナダ)	Mr. Stuart Carstens (南アフリカ)	Dr. Grahame Harvey (オーストラリア)	Mr. Magaña	Mr. Willem Kool (オランダ)	Mr. Dunmill										
2007		42																
2008	13	43																
2009		44																
2010		45																
2011		46	Dr. Harvey	Dr. Schwartz	Mr. Stephen Patoray (米国)	Mr. Kool												
2012	14	47	Dr. Schwartz	(空席)			Mr. Patoray		空席									
2013		48		三木幸信 博士 (日本)						(空席)	Mr. Anthony Donnellan (オーストラリア)	Mr. Paul Dixon (英国)						
2014		49																
2015		50																
2016	15	51	Dr. Roman Schwartz (ドイツ)	三木幸信 (代行)	Dr. Bobjoseph Mathew (スイス)	Mr. Donnellan (オーストラリア)	Mr. Dixon											
2017		52		Dr. Charles Ehrlich (米国)				(空席)	Mr. Donnellan	Mr. Dixon								
2018		53									Mrs. Renée Hansson (スウェーデン)	Mr. Bill Loizides (オーストラリア)	Mr. Donnellan	Mr. Dixon				
2019		54													Dr. Bobjoseph Mathew (スイス)	Mr. Bill Loizides (オーストラリア)	Mr. Donnellan	Mr. Dixon
2020		55																
2021	16	56	Dr. Bobjoseph Mathew (スイス)	Mrs. Renée Hansson (スウェーデン)	Mr. Donnellan	Mr. Dixon												
2022		57					Dr. Bobjoseph Mathew (スイス)	Mrs. Renée Hansson (スウェーデン)	Mr. Donnellan	Mr. Dixon								
2023		58	Dr. Bobjoseph Mathew (スイス)	Mrs. Renée Hansson (スウェーデン)	Mr. Donnellan	Mr. Dixon												
2024		59					Dr. Bobjoseph Mathew (スイス)	Mrs. Renée Hansson (スウェーデン)	Mr. Donnellan	Mr. Dixon								
2025	17	60	Dr. Bobjoseph Mathew (スイス)	Mrs. Renée Hansson (スウェーデン)	Mr. Donnellan	Mr. Dixon												
2026		61					Dr. Bobjoseph Mathew (スイス)	Mrs. Renée Hansson (スウェーデン)	Mr. Donnellan	Mr. Dixon								

注記:年の途中で交換があった場合、その年の初めに就任したものとして記載している。



図 2 対面形式での CIML 委員会の様子(2025 年 10 月)

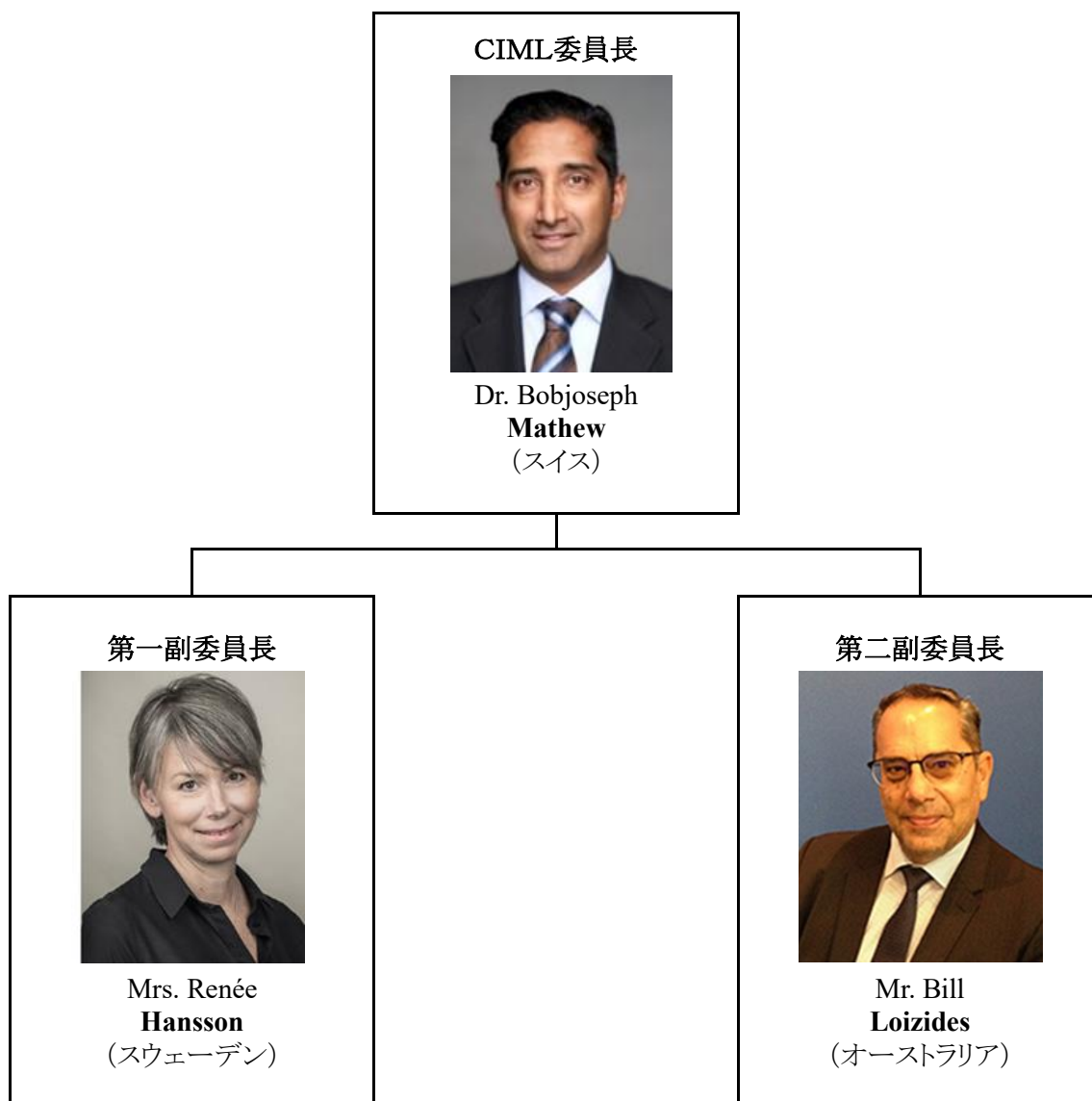


図3 CIML委員長及び副委員長(2026年1月現在)

3.1.3 運営委員会

運営委員会(略称:PC委員会)は、CIML委員長を補佐する目的でCIML委員会の同意のもとに設けられた委員会である。そのメンバーはCIML委員長、副委員長の他に、CIML委員長に指名されたCIML委員数名及びBIML局長の約10名で構成される。PC委員会の会議は毎年春と秋の2回開催されており、うち1回はCIML委員会の時期に開催されている。この会議では、OIML総会及びCIML委員会の決議・決定事項の事前審議や長期戦略等の重要案件の審議を行っている。

3.1.4 開発途上国に対する支援

OIMLにおける開発途上国の要望を把握するために、かつては開発途上国常任作業部会が設置されていたが2008年に廃止され、代わりにドイツが担当する開発途上国ファシリテーター(世話人)

が置かれたが、その役割も 2012 年に解消された。しかし、途上国支援活動に対する要望は根強く、第 48 回 CIML 委員会(2013 年)では中国の提案に基づいて計量制度の整備途上にある国及び経済圏のための新たな諮問部会 (CEEMS AG) が組織された。CEEMS AG は、OIML の活動に CEEMS が積極的に参加できるようにすること、CEEMS に対する OIML の支援方針と計画を策定すること、CEEMS における OIML の活動に対する指針を提供することにより CEEMS の活動を促進することを目標に掲げて活動を始めた。

継続した CEEMS AG の活動によって、CEEMS に特化した様々な研修コースやセミナーが開催されるようになり、CEEMS は計量制度に関する知見を深めるとともに、計量に関する技術的能力の構築に大きく貢献してきた。その結果、OIML に新たな活力がもたらされ、現在では CEEMS AG の活動は OIML 戦略の柱の一つとなっている。

また、2009 年には、ドイツの提案により法定計量に対する顕著な貢献賞が設立された。2018 年にはその名称が CEEMS 賞 (CEEMS Award) に変わり、毎年の CIML 委員会において受賞者が発表されている。更に 2012 年には、OIML 通常予算を用いた途上国支援のための新たな基金の設立も承認された。

3.1.5 技術委員会と小委員会 (TC/SC)

技術委員会及び小委員会は、計量分野ごとに加盟国の専門家によって構成され、OIML 刊行物を作成することを主な目的としている。これらの委員会は、文書の作成や改定のために必要に応じて国際会議を開くこともあるが、主として書面や電子メール等により作業を行う。現在、多くの課題について、正加盟国が担当する TC/SC 事務局の調整のもとに、専門家により審議が行われている (TC/SC の具体的役割は 7.1 参照)。

3.1.6 国際法定計量事務局 (BIML)

BIML は OIML の事務執行機関であり、CIML 委員会の指揮及び監督のもとに国際会議等を準備し、加盟国との連絡を行い、国際及び地域機関との連携を図る役割がある。また OIML 機関誌 (10.1 参照) や各種の OIML 刊行物 (10.2 参照) を発行し、ホームページなどを用いた電子的な情報発信を行い、技術委員会と小委員会による技術活動を支援する。さらに、OIML 証明書制度 (8 章参照) を適切に管理し運用している。

この事務局は、CIML 委員会が任命する局長 1 名、副局長 2 名及び局長が任命する技術者、編集者、事務員等の職員から成っており、現時点では図 4 に示すメンバーで構成されている。原則として局長及び副局長の任期は 5 年であり、2019 年からはオーストラリア出身の Anthony Donnellan 氏が局長を務めている。

3.2 財政

この機関の運営費は、条約第 26 条により加盟国の年次分担金や新加盟国の加入金等によって賄われる。年次分担金については、総会から次の総会までの一会計期間 (4 年間) に必要な予算総額から分担金総額を決定し、それを 4 等分することにより OIML 総会において決定される。

各正加盟国の年次分担金は、次のようにして算出される。まず、各国の総人口に応じて正加盟国

を次の四つの等級に分ける。

- 1 等級(分担係数 n = 1) 人口 1 千万人以下の正加盟国
- 2 等級(分担係数 n = 2) 人口 1 千万人を超え 4 千万人以下の正加盟国
- 3 等級(分担係数 n = 4) 人口 4 千万人を超え 1 億人以下の正加盟国
- 4 等級(分担係数 n = 8) 人口 1 億人を超える正加盟国

2021 年までは、正加盟国の場合、この等級に応じた分担係数 n に基本分担額である 14,000 ユーロを乗算したものが年次分担金となっていた。準加盟国の場合、等級分けはなく、基本分担額の 10% が年次分担金の額であった。

2021 年の第 16 回 OIML 総会において、このままでは年間収入が赤字になることが想定されたため、2022～2025 年の会計期間における予算計画では、各国の年次分担金を値上げすることになった。値上げのデメリットよりも、持続可能な予算の体制を目指すこと、OIML-CS、CEEMS や RLMO の支援、E ラーニング、業務のデジタル化、技術活動の活性化及び範囲拡大など、OIML が提供するサービス(便宜)の量の増加と質の向上によるメリットの方が重要と判断された。

日本を含む正加盟国の場合、2022 年から 4 年間にわたって基本分担額が段階的に値上げされ(5.7 %/4 年間)、2026 年からの会計期間は基本分担額を 14,800 ユーロで据え置き、基本分担額に乘算される分担係数もこれまでと同じとした。準加盟国の場合、基本分担額を値上げし、更に新たな等級分けの制度を導入した。具体的には、準加盟国の基本分担額を 2028 年の正加盟国の基本分担額の 50 % まで値上げし、その基本分担額に人口及び GNI(一人当たりの国民総所得)に基づいた 4 段階の係数(1, 2, 4, 8)を乗算した金額を年次分担金とした。

 Ian DUNMILL 副局長		 Anthony DONNELLAN 事務局長		 Paul DIXON 副局長	
データベース システム管理 Jalil ADNANI	ITシステム管理 Jean- Christophe ESMIOL	事務官 会計担当 Florence MARTINIE	技術担当 Luis MUSSIO	コーディネーター Janet MILES	事務官 PC 委員会担当 Patricia SAINT- GERMAIN

図 4 BIML 職員の構成(2026 年 1 月現在)

4. 加盟国の利益と義務

OIML に加盟することにより、加盟国は 4.1 に挙げた利益を享受することができる。そしてその代償として、4.2 に挙げた義務を果たすことが求められる。

4.1 利益

(1) 貿易振興への寄与

WTO/TBT 協定(世界貿易機関／貿易の技術的障害に関する協定)や OIML 証明書制度等の国際相互承認制度に関する国際的動向を把握し、更に諸外国の計量制度や計量関係法規等に関する情報を入手することにより、これに応じた国内体制の整備を行うことができる。このような活動は輸出入に伴う行政的及び技術的障害を軽減し、貿易の振興に寄与する。

(2) 計量制度の国際統合化活動への寄与

計量制度に関する国際的な意見交換をとおして、各国の行政的な施策を国際的な統合化活動へ反映させることができる。またこれらの意見交換の結果、及びそこで得られた諸外国の計量制度に関する情報を、加盟国内の計量制度の改善に役立てることができる。

(3) 計量器の技術基準への寄与

計量器に関する国際的な検査基準や技術基準・規格等の作成過程への参加をとおして、各国の技術基準を国際勧告や国際文書に反映させることができる。またこのような意見交換をとおして、加盟国内の技術開発を促進させることができる。

4.2 義務

(1) 会議、委員会、作業部会等への代表者の派遣

OIML 総会、及び CIML 委員会に各国の代表又は委員を派遣する義務があり、また TC 及び SC の検討課題について開かれる国際会議にも専門家を派遣する必要がある。

(2) CIML 委員の指名

正加盟国は、計量関係機関の現職の公務員又は法定計量の分野において公職にある者を CIML 委員に指名しなければならない。

(3) 分担金等の支払い

OIML 総会が決定した年次分担金のほか、必要に応じて定められた負担金を支払う。

(4) 参考情報提供の責任

OIML 業務をより良く進展させるために、必要な参考情報を機関に提供しなければならない。

(5) 決議実施の道義的責任

OIML 総会で決定された各種の事項は、OIML 刊行物等の形で加盟国に通知される。加盟各国はこれらの決定事項等を受け入れ、国内で実施する道義的責任を有する。

5. 他の国際機関及び地域機関との協力関係

国際法定計量機関(OIML)は、国際機関としては国際度量衡局(BIPM)、国際標準化機構

(ISO)、国際電気標準会議 (IEC)、国際試験所認定協力機構 (ILAC)、国際認定機関フォーラム (IAF)、国際連合工業開発機関 (UNIDO)、世界貿易機関 (WTO) などと密接な協力関係を有している。更に計量又は製品規格に関わる地域機関として、欧州法定計量協力機構 (WELMEC)、欧州標準化委員会 (CEN)、欧州電気標準化委員会 (CENELEC)、欧州－アジア国家計量標準機関協力機構 (COOMET)、アフリカ内計量システム (AFRIMETS)、アジア太平洋法定計量フォーラム (APLMF)、アメリカ全大陸計量システム (SIM)、湾岸計量機構 (GULFMET) などと協力関係を有している。近年、OIML は国連気候変動枠組条約の締約国会議 (COP) にも参加し、標準化に焦点を当てたパネルセッションを通じて、国際標準と調和した法定計量の技術基準が、各国の気候コミットメントを確かな測定によって支えるうえで重要であることを強調している。

今後、これらの機関とのより一層の相互協力関係の構築が期待されている。特に ISO 及び IEC とは、国際勧告や国際規格等の刊行物の作成において技術的な協力の強化が推進されている。具体的には、OIML、ISO 及び IEC のいずれかにおける決定事項は、その他の機関においても優先的に採用する旨の協定を結んでおり、各技術分野における協力のもと、刊行物の相互利用が図られている。また、非関税障壁撤廃と計量標準の相互認証を目的とした BIPM 及び UNIDO との連携や、OIML 証明書制度 (8 章参照) の運営に関する ILAC-IAF との連携も重要視されている。さらに、OIML は ISO、IEC、UNIDO-BIPM、ILAC-IAF との間で MOU (覚書) を締結しているほか、BIML が所在しているフランス政府との間で、メートル条約などの他の国際条約と同様に、便宜供与に関する協定書が交換されている。

注記: IAF と ILAC は 2026 年 1 月に統合され、Global Accreditation Cooperation Incorporated に引き継がれている。新組織による総会の開催を通じて詳細が示される見込みであるが、本格的な運営開始まで、本書では旧組織名の IAF 及び ILAC を使用する。

6. これまでの OIML の活動状況

OIML が発足した 1955 年から 2025 年までに 17 回の OIML 総会及び 60 回の CIML 委員会が開催されており (表 2 参照)、TC 及び SC の国際会議も多数開かれている。

このような OIML の活動に応じて、わが国は 1961 年に OIML 加盟後、翌年の第 2 回 OIML 総会以降の全ての OIML 総会及び CIML 委員会、さらに一部の TC 又は SC の国際会議に代表又は委員を派遣している (表 3 参照)。

表 2 OIML 総会と CIML 委員会の一覧、及び総会の主な決定事項

会議名	開催時期	開催場所	総会の主な決定事項
第 1 回 OIML 総会	1956 年 10 月 10-12 日	パリ (フランス)	<ul style="list-style-type: none"> ・条約締結の年の翌年に第 1 回総会を開催した。 ・わが国は未加入のため、総会の内容は明らかではない。
第 1 回 CIML 委員会 第 2 回 CIML 委員会 第 3 回 CIML 委員会 第 4 回 CIML 委員会 第 5 回 CIML 委員会	1956 年 10 月 11, 12 日 1958 年 10 月 6-8 日 1958 年 10 月 10-11 日 1960 年 4 月 1961 年 10 月 14,16 日 1962 年 6 月 11,15,18 日	パリ パリ/ブリュッセル (ベルギー) パリ パリ パリ	<ul style="list-style-type: none"> ・日本を代表する CIML 委員である玉野光男(計量研究所長)が副議長を務めた。 ・国際勧告 No. 1-7 を暫定国際勧告として承認した。
第 2 回 OIML 総会	1962 年 6 月 12-17 日	ウィーン (オーストリア)	
第 6 回 CIML 委員会 第 7 回 CIML 委員会 第 8 回 CIML 委員会 第 9 回 CIML 委員会	1963 年 11 月 12-15 日 1964 年 10 月 14-16 日 1966 年 9 月 19-22 日 1968 年 10 月 25 日	パリ パリ ベルン(スイス) ハーグ	<ul style="list-style-type: none"> ・前回総会で採択された暫定国際勧告を含む 19 の国際勧告 No. 1-19 を承認。 ・法定計量用語集(基礎用語集)を承認。 ・6 年ごとに開催していた総会を 4 年ごとに開催することを決定した。 ・CIML 委員会の委員定数 20 名を各正加盟国 1 名に改定した。
第 3 回 OIML 総会	1968 年 10 月 21-26 日	ハーグ (オランダ)	
第 10 回 CIML 委員会 第 11 回 CIML 委員会 第 12 回 CIML 委員会	1970 年 4 月 20-24 日 1971 年 10 月 1, 2 日 1972 年 10 月 23,26,27 日	ハーグ パリ ロンドン	<ul style="list-style-type: none"> ・新国際勧告 15 件:No. 20-34 の承認。 ・国際勧告:No. 1 と No. 2 の改定。
第 4 回 OIML 総会	1972 年 10 月 23-28 日	ロンドン (イギリス)	<ul style="list-style-type: none"> ・法定計量用語集の追補第 1 編を承認。 ・国際機関、特に ISO、IEC との協力。 ・検討課題の分野に対応し、提案幹事(SP)及び実務幹事(Sr)を創設した。
第 13 回 CIML 委員会 第 14 回 CIML 委員会 第 15 回 CIML 委員会	1973 年 10 月 8-10 日 1975 年 6 月 4-6 日 1976 年 10 月 5, 12 日	パリ パリ パリ	<ul style="list-style-type: none"> ・新国際勧告 15 件:No. 35-49 承認。 ・国際勧告:No. 3, 6, 14 の改定。
第 5 回 OIML 総会	1976 年 10 月 6-12 日	パリ	
第 16 回 CIML 委員会 第 17 回 CIML 委員会	1978 年 6 月 19-21 日 1980 年 6 月 16, 20 日	パリ ワシントン	<ul style="list-style-type: none"> ・新国際勧告 8 件:No. 50-57 の承認。
第 6 回 OIML 総会	1980 年 6 月 16-20 日	ワシントン (アメリカ)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際勧告: No. 17, 19, 28, 30 の改定。 ・技術委員会参加国の構成を P メンバーと O メンバーに分けることを決定した。 ・開発途上国対策のために開発評議会を設置を決定した。

第18回 CIML 委員会 第19回 CIML 委員会	1982年3月24-26日 1983年5月3-5日	パリ コペンハーゲン (デンマーク) ヘルシンキ	<ul style="list-style-type: none"> ・新国際勸告16件:No. 58-73の承認。 ・国際勸告:No. 3, 35, 44, 51の改定。
第20回 CIML 委員会 第7回 OIML 総会	1984年10月1, 5日 1984年10月1-5日	ヘルシンキ (フィンランド)	
第21回 CIML 委員会 第22回 CIML 委員会 第23回 CIML 委員会	1986年4月16-18日 1987年9月2-4日 1988年10月24, 28日	パリ パリ シドニー	<ul style="list-style-type: none"> ・新国際勸告21件:No. 74-94の承認。 ・国際勸告:No. 6, 18, 31, 32の改定。 ・国際勸告の普及を早めるため、刊行をCIML委員会承認後に行うことを決定。最終承認はOIML総会で行う。 ・OIML証明書制度を任意の制度として創設し、規則の検討を開始した。 ・国際勸告作成の作業計画策定の優先順位を承認した。
第8回 OIML 総会	1988年10月24-28日	シドニー (オーストラリア)	
第24回 CIML 委員会 第25回 CIML 委員会	1989年9月27-29日 1990年10月3-5日	パリ ポルト (ポルトガル)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際勸告について、「No.」の代わりに「R」を用いた表記を採用した。 ・新国際勸告12件:R60, R76, R95-R104の承認。 ・OIML証明書制度の承認。 ・技術委員会をSP(提案幹事)とSr(実務幹事)から、TCとSCによる構成へ再編。 ・発展途上国支援・開発評議会の活動。
第26回 CIML 委員会 第27回 CIML 委員会	1991年10月7-9日 1992年11月2, 6日	パリ ブーリアグメニ	
第9回 OIML 総会	1992年11月2-6日	ブーリアグメニ (ギリシャ)	
第28回 CIML 委員会 第29回 CIML 委員会 第30回 CIML 委員会 第31回 CIML 委員会	1993年10月4-6日 1994年10月12-14日 1995年10月25-27日 1996年11月4, 8日	ベルリン(ドイツ) パリ 北京(中国) バンクーバー	<ul style="list-style-type: none"> ・国際勸告:R58, R88, R108, R79の改定。 ・国際勸告R50の付属書の承認。 ・関連国際機関との連携、特に国際度量衡局との長期的な連携に関する検討。 ・OIML証明書制度の実施状況の報告。
第10回 OIML 総会	1996年11月4-8日	バンクーバー (カナダ)	
第32回 CIML 委員会 第33回 CIML 委員会 第34回 CIML 委員会	1997年10月29-31日 1998年10月28-30日 1999年10月6-8日	リオデジャネイロ (ブラジル) ソウル(韓国) チェニス (チュニジア)	<ul style="list-style-type: none"> ・新国際勸告5件:R125-R129の承認。 ・国際勸告7件:R49-1, R60, R65, R81, R85, R93, R99の改定。 ・OIML勸告の導入状況の報告。 ・相互承認制度関連の報告。
第35回 CIML 委員会 第11回 OIML 総会	2000年10月9, 13日 2000年10月9-13日	ロンドン ロンドン (イギリス)	
第36回 CIML 委員会 第37回 CIML 委員会	2001年9月25-27日 2002年10月1-4日	モスクワ(ロシア) サンジャンドリユズ (フランス)	<ul style="list-style-type: none"> ・新国際勸告:R135とR136の承認。 ・国際勸告14件:R16-1&2,

第 38 回 CIML 委員会 第 39 回 CIML 委員会	2003 年 11 月 5-8 日 2004 年 10 月 26,29 日	京都(日本) ベルリン	R48, R49-1&2, R52, R61-1, R75-1&2, R84, R87, R111-1, R133, R134-1 の改定。
第 12 回 OIML 総会	2004 年 10 月 26-29 日	ベルリン (ドイツ)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際勧告:R33 と R62 の廃止。 ・開発評議会の廃止と、後継の対開発途上国常任作業部会(PWGDC)の設置。 ・財務規定の改定案を承認。 ・MAA 財務・運営ルール案の承認。
第 40 回 CIML 委員会 第 41 回 CIML 委員会	2005 年 6 月 18-20 日 2006 年 10 月 18-20 日	リヨン(フランス) ケープタウン (南アフリカ)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際勧告 23 件: R21, R35-1, R49-1&2, R51-1, R65, R71, R76-1, R82, R83, R85, R99-1&2, R107-1, R116, R117-1, R134-1, R137-1, R138, R139, R140, R141, R142 の承認・改定。10 件:R9, R10, R11, R12, R36, R37, R38, R39, R74, R121 の廃止。 ・用語:V3 の廃止。 ・国際度量衡局との連携強化。 ・対開発途上国常任作業部会の廃止と、開発途上国ファシリテーターの設置。
第 42 回 CIML 委員会 第 43 回 CIML 委員会	2007 年 10 月 24-26 日 2008 年 10 月 28,31 日	上海(中国) シドニー	
第 13 回 OIML 総会	2008 年 10 月 28-31 日	シドニー (オーストラリア)	
第 44 回 CIML 委員会 第 45 回 CIML 委員会	2009 年 10 月 27-30 日 2010 年 9 月 21-24 日	モンバサ (ケニア) オーランド (アメリカ)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際勧告 11 件:R35-2&3, R46-1&2, R80-1, R106-1&2, R120, R126, R134-2, R137-1&2, R138Am, R143 承認・改定。 ・国際勧告:R70 と R73 の廃止。 ・国際文書:D1 と D16 の承認、D7 廃止。 ・基本文書:B6 と B10 の改定、B15 承認。 ・開発途上国ファシリテーターの廃止と途上国基金の設立。 ・OIML 条約の解釈の再確認。
第 46 回 CIML 委員会 第 47 回 CIML 委員会	2011 年 10 月 10-14 日 2012 年 10 月 1,2,5 日	プラハ(チェコ) ブカレスト	
第 14 回 OIML 総会	2012 年 10 月 1-5 日	ブカレスト (ルーマニア)	
第 48 回 CIML 委員会 第 49 回 CIML 委員会	2013 年 10 月 7-10 日 2014 年 11 月 3-7 日	ホーチミン(ベトナム) オークランド (ニュージーランド)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際勧告 24 件:R35-1, R46-3, R49-1, R49-2, R49-3, R50-1, R50-2, R50-3, R59, R79, R87, R100, R117-2, R117-3, Amd R137-1, Amd R137-2, R137-3, R139-1, R139-2, R139-3, R144, R145, R146, R147 の承認・改定。 ・国際文書:D11 承認。 ・基本文書: B7, B14, B18 の承認・改定。 ・用語:V1 の改定。 ・OIML 翻訳センターの廃止。
第 50 回 CIML 委員会 第 51 回 CIML 委員会	2015 年 10 月 20-22 日 2016 年 10 月 17-21 日	アルカシオン (フランス) ストラスブール	
第 15 回 OIML 総会	2016 年 10 月 19-20 日	ストラスブール (フランス)	
第 52 回 CIML 委員会	2017 年 10 月 10-12 日	カルタヘナ (コロンビア)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際勧告 15 件:R16-1, R16-2, R60 (2017), R60 (2021)

第 53 回 CIML 委員会	2018 年 10 月 9-12 日	ハンブルク (ドイツ)	Update), R61, R63, R80, R117, R119, R126, R129, R139, R148, R149, R150 の承認・改定。 ・国際文書 8 件: D1, D30, D31, D32, D33, D34, D35, D36 承認・改定。 ・準加盟国の分担金の値上げの承認。
第 54 回 CIML 委員会	2019 年 10 月 21-25 日	ブラチスラヴァ (スロバキア)	
第 55 回 CIML 委員会 第 56 回 CIML 委員会	2020 年 10 月 20-22 日 2021 年 10 月 18,19,22 日	[オンライン] [オンライン]	
第 16 回 OIML 総会	2021 年 10 月 20-21 日	[オンライン]	
第 57 回 CIML 委員会 第 58 回 CIML 委員会	2022 年 10 月 18-20 日 2023 年 10 月 16-19 日	[オンライン] チェンマイ (タイ)	・国際勧告 9 件: R49, R50, R91, R99, R106, R107, R111, R139, R142 の承認・改訂。 ・国際文書 5 件 D5, D10, D31, D37(改正), D37(廃止)の承認・改訂。 ・基本文書 11 件: B6, B7, B8, B12, B17 (改正と廃止), B18 (2 回の改正), B19, B20, B22 の承認・改訂。 ・用語: V1 の改訂。 ・準加盟国の分担金の段階的 な引き上げを承認。 ・次期会計期間に加盟・再加盟 した国の加入金不要を承認。
第 59 回 CIML 委員会 第 60 回 CIML 委員会	2024 年 10 月 22-24 日 2025 年 10 月 13,15 日	[オンライン] ロワシー (フランス)	
第 17 回 OIML 総会	2025 年 10 月 14 日	ロワシー (フランス)	
第 61 回 CIML 委員会	2026 年 10 月(予定)		

表 3 国際法定計量会議への日本からの出席者

国際法定計量会議	出席者	
第 1 回(1956 年) パリ(フランス)	(日本は 1961 年 6 月に加入したため、出席者なし)	
第 2 回(1962 年) ウィーン(オーストリア)	計量研究所長 在ベルギー大使館 2 等書記官	玉野光男* 木寺 淳
第 3 回(1968 年) ハーグ(オランダ)	計量研究所長 在仏大使館 1 等書記官 在仏大使館 2 等書記官	山本健太郎* 福永 博 熊野英昭
第 4 回(1972 年) ロンドン(イギリス)	計量研究所長 在英大使館 1 等書記官 在仏大使館書記官	山本健太郎* 柏木(M.) 岡本(M.)
第 5 回(1976 年) パリ(フランス)	計量研究所長 在仏大使館 1 等書記官 計量研究所主任研究官	櫻井好正* 倉持哲士 栗田良春
第 6 回(1980 年) ワシントン(アメリカ)	計量研究所長 在米大使館 1 等書記官 計量研究所主任研究官	川田裕郎* 宮林正泰 増井良平

国際法定計量会議	出席者	
第7回(1984年) ヘルシンキ(フィンランド)	計量研究所長	飯塚幸三*
第8回(1988年) シドニー(オーストラリア)	計量研究所長 通商産業省計量行政室長 計量研究所主任研究官	服部 晉* 余田幸雄 瀬田勝男
第9回(1992年) ブーリアグメニ(ギリシャ)	計量研究所長	栗田良春*
第10回(1996年) バンクーバー(カナダ)	計量研究所長 通商産業省計量行政室総括班長	栗田良春* 江口純一
第11回(2000年) ロンドン(イギリス)	計量研究所長 計量教習所校長 計量研究所型式試験技術室長	今井秀孝* 桜井慧雄 小島 孔
第12回(2004年) ベルリン(ドイツ)	産業技術総合研究所計量標準総合センター(NMIJ)代表 経済産業省計量行政室長 NMIJ 国際計量室長	田中 充* 醍醐辰也 岡路正博
第13回(2008年) シドニー(オーストラリア)	産業技術総合研究所 イノベーション推進室長 経済産業省 計量行政室長 経済産業省計量行政室 NMIJ 計量研修センター長 NMIJ 国際計量室	三木幸信* 岡村雄治 石川征幸 小島 孔 酒井廣枝
第14回(2012年) ブカレスト(ルーマニア)	NMIJ 代表 経済産業省 計量行政室長 経済産業省 計量行政室 NMIJ 計量研修センター長 NMIJ 流量計測科流量計試験技術室長 NMIJ 国際計量室 総括主幹	三木幸信* 星野雄一 永見祐一 根田和朗 森中泰章 松本 毅
第15回(2016年) ストラスブール(フランス)	産業技術総合研究所 計量標準総合センター代表 経済産業省 計量行政室長 経済産業省 計量行政室 NMIJ 工学計測標準研究部門 部門長 NMIJ 工学計測標準研究部門 総括研究主幹 NMIJ 国際計量室 総括主幹	三木幸信* 吉岡勝彦 岡田有加 高辻利之 小谷野泰宏 松本 毅
第16回(2021年) オンライン	NMIJ 上席イノベーションコーディネータ 経済産業省 計量行政室長 経済産業省 計量行政室 経済産業省 計量行政室 経済産業省 計量行政室 NMIJ 工学計測標準研究部門 総括研究主幹 NMIJ 国際計量室 総括主幹 日本計量機器工業連合会 日本計量機器工業連合会	高辻利之* 大崎美洋 平林明裕 行本治代 金城直貴 根本 一 森中泰章 重森 明 田口佳代子

国際法定計量会議	出席者	
第 17 回 (2025 年) ロワシー (フランス)	NMIJ 工学計測標準研究部門 研究部門長 経済産業省 イノベーション・環境局 計量行政室 NMIJ 工学計測標準研究部門 総括研究主幹 NMIJ 国際計量室 総括主幹	大田明博* 木地本直美 三倉伸介 長野智博
注記: 表内の*は、会議開催時の国際法定計量委員 (CIML 委員) を示している。		

7. OIML 技術活動 (technical activities)

OIML の最も重要な活動の一つは、法定計量に関わる OIML 刊行物を発行し、加盟国に対して計量器の技術基準や計量法規に関する規範を示すことである。これらの多くは技術基準に関するものなので、OIML はこのような活動を「技術活動」と呼んでいる。刊行物の発行により、OIML は型式承認や検定で要求される計量器の性能及び計量法規の基本構造などについて、加盟国に助言を与える。これらの文書の中には、法定計量の共通課題に関する指針を与えるものもある。

ここで「OIML 刊行物」とは総称であり、実際には国際勧告 (R: International Recommendations)、国際文書 (D: International Documents)、基本文書 (B: Basic Publications)、用語 (V: Vocabularies)、ガイド／手引き (G: Guides)、専門家報告書 (E: Expert Reports)、及びセミナー報告 (S: Seminar Reports) の七つのカテゴリーに分類されている。これらの刊行物は、それぞれのカテゴリーに固有な記号 R, D, B, V, G, E 及び S の後に発行順の通し番号を付けて区別されている。ただし既に廃刊になったものもあるので、番号が欠けているところもある。刊行物の一覧を参考資料 2 の表 8 に示す。

OIML 刊行物は、CIML 委員会と OIML 総会における承認を経て発行される (詳細は 7.2 参照)。国内法規への導入は各国の選択に任されるが、加盟各国は承認された OIML 刊行物を可能な限り国内法規に導入する道義的責任を負う。また OIML 刊行物は、世界貿易機関 (WTO) が対象とする国際規格の一つにも位置づけられている。このように各国計量法規の国際的調和を確保し、また国際的基準や認証制度との連携を図る上で OIML 刊行物は重要な役割を果たしている。

7.1 技術委員会と小委員会及びプロジェクト・グループ (PG) の役割

OIML 刊行物の作成作業など、OIML 総会及び CIML 委員会で決定された業務活動を進めるために、OIML では各種の分野別に技術委員会 (TC) を、また各 TC 内の個別の課題について検討を行うために複数の小委員会 (SC) を設置している。更に 2012 年以降、それぞれの TC 又は SC の中に、各 OIML 文書に対応する作業項目に責任を持つプロジェクト・グループが設置され、実際の文書作成作業は各 PG によって行われることとなった。TC、SC 及び PG の一覧表を参考資料 1 の表 7 に示す。TC、SC 及び PG は、分野及び検討課題ごとに正加盟国の中から適切な事務局と参加国を選んで構成されている。課題分野ごとの TC は TC1 から TC18 までの 18 分野あり、SC は全部で 46 ある。PG については、勧告を新たに開発するためのプロジェクトが承認されることだけではなく、継続的な活動ができないことなどからプロジェクトが廃止される場合もあるため、その数は年単位でも変動する。

これらの TC/SC は、事務局 (自発的にその役割を引き受けた正加盟国)、加盟国を代表する積極

的参加国(Pメンバー)、関心協力国(Oメンバー)、及び関連する国際機関、国際地域機関、標準化団体、製造者団体及び地域規制団体を代表するオブザーバーにより構成される。PGにもP/Oメンバーは存在するが、そのPメンバーとなることができるのは所属するTC/SCのPメンバーのみである。これらのPメンバーは文書案作成に積極的に参加することが要請され、国際会議にも出席し、場合によっては草案の可否に対して投票する義務がある。Oメンバーは検討課題に対して関心を持つ国で、文書草案等に意見を提出し国際会議にもオブザーバーとして出席はできるが、投票権はない。

TC/SCの事務局は委員会における活動の調整、及びPGが提案した文書案の確認とCIML委員会への提案を担当する。更に各PGに世話人(Convenor)が任命されており、担当作業項目の遂行とPG内のP/Oメンバーとの連絡に責任を持つ。ただ実際には、TC/SC事務局が世話人を兼任する場合も多い。また事務局や世話人は国際的に中立な立場を取り、文書案の改定作業に自国の利害を持ち込まないことが原則である。TC、SC及びPGは、表4のようにそれぞれの構成は異なる。TCの直下にPGが存在する例1、TCの下に複数のSCが存在し、PGの設置は必須ではない例2、SCとPGが存在しない例3の事例を具体的に示している。

表4 技術委員会、小委員会、及びプロジェクト・グループの構成例

例1	例2				例3
TC2 (計量単位)	TC9 (質量計及び密度計)				TC14 (光関連量の計量器) 【R93】
TC2 / p1 【D2】	—				
—	TC9 / SC1 (非自動はかり)	TC9 / SC2 (自動はかり)		TC9 / SC3 (分銅) 【R111 など】	TC9 / SC4 (密度計)
	SC1 / p1 【R76】	SC2 / p10 【R51】	SC2 / p11 【R134】	—	SC4 / p2 【R22】
注記:【D2】や【R76】などは、それぞれのPGやTC又はTC/SCで担当する国際勧告や国際文書を示す。					

7.2 OIML 刊行物の作成過程

基本文書 B 6-1(技術作業指針)2023年版によると、OIML刊行物の草案が作成され、OIML総会において最終承認されるまでの過程は次のとおりである(国際勧告の場合を図5に示す)。まずCIML委員(又はBIML自身)が文書の新規作成(又は改定)のための提案と、その作業計画をBIMLに提出する。BIMLはこの提案に基づいて担当するTC/SCを選定し、作業計画の開始をCIML委員会に提案して承認を得る。同時に作業を担当するPGを設立するために、世話人とPGへの参加国(P/Oメンバー)を募集する。

担当PGにおいては、まずPG世話人が与えられた検討課題について第一次作業草案(1WD/Working Draft)を作成し、これをPG参加国に配布して意見を求める。書面あるいは会議による審議

を経て P メンバーの同意が得られ、更に文書の全ての構成部分(第 1~3 部や付属書)が揃っていれば、世話人は**第一次委員会草案(1CD/Committee Draft)**を作成して P/O メンバーに配布し、再び意見を求める。世話人は引き続き P メンバーの賛成を得ることに努め、O メンバーや他の国際機関の意見、そして他の OIML 文書との整合性も可能な限り考慮する。

この 1CD に対する PG メンバーのコメントを検討した上で、世話人は所要の修正を加えた第二次委員会草案(2CD)を準備する。なお 2CD 以降に対しては、意見だけではなく P メンバーによる投票も求められる。もし 2CD に対する投票において合意(2/3 以上)が得られない場合は、世話人は更なる修正を加えた第三次委員会草案(3CD)を作成する。このような数次の委員会草案の修正を経て、PG によって承認された最終的な委員会草案が **BIML** に送付される。この際には、PG の参加国による意見と、その対応策等を含む作業経過に関する情報も添付する。

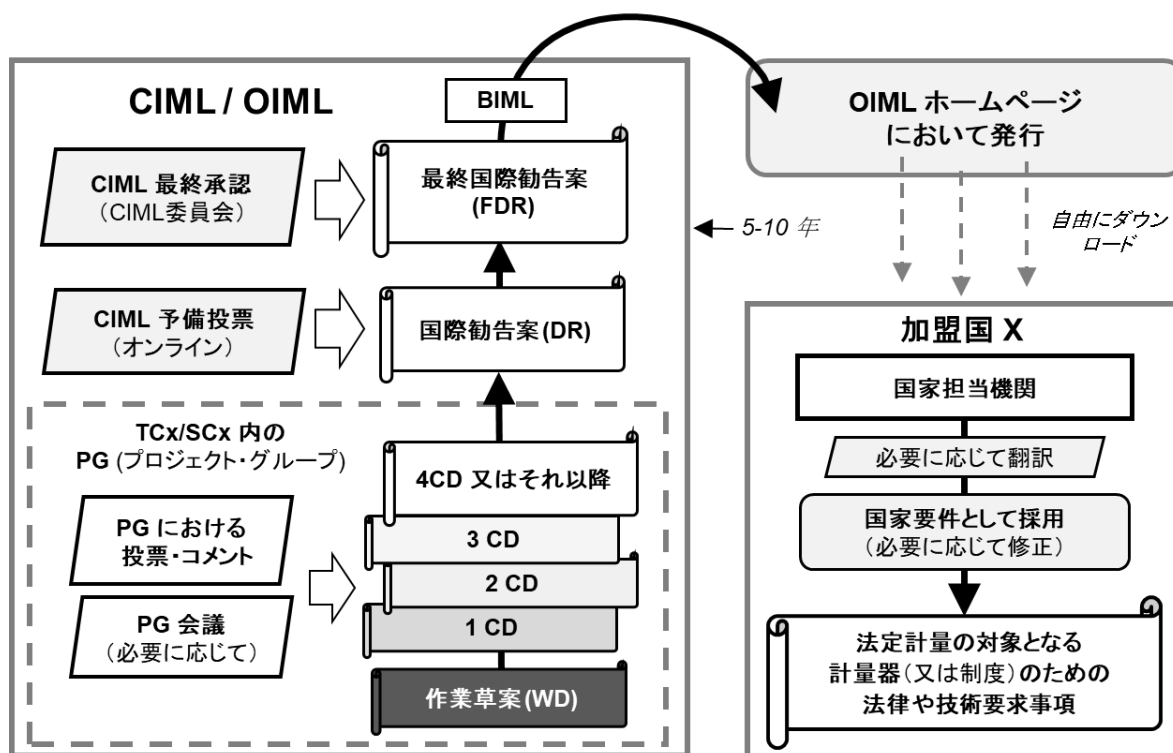


図 5 OIML 文書の作成手続き(国際勧告の例)

BIML はこの委員会草案を OIML 刊行物の**国際文書案**とするために、主に体裁上の変更を加える。なお、ここで「国際文書案」とは全ての OIML 刊行物の最終草案に対する総称で、それぞれの最終草案は文書のカテゴリーに応じて DR, DD, DV 等の記号で識別される。B 6-1 によると、TC/SC 内の PG レベルでの委員会草案(CD)の承認には P メンバーの過半数の賛成が、CD から国際文書案への承認では 2/3 以上の賛成が必要である。

このようにして PG での検討が終わると、BIML はこの国際文書案を CIML の全委員に送付し、通常は通信手段(オンライン)を用いた **CIML 予備投票**による承認を求める。ここで過半数の賛成投票があり、かつ文書の大きな変更を求める意見がなければ **CIML 予備投票**は承認される。次にこの国際文書案は、**最終国際文書案(FDR, FDD, FDV 等)**として CIML 委員会に提出され、仮の承認である **CIML 投票**が行われる。予備投票及び CIML 委員会での承認過程において、CIML 委員は国際

文書案を承認、あるいは理由を明記した上で否認、又は棄権することができる。CIML 委員会で仮承認された後、最終国際文書案は最終的な承認を求めて通常 4 年に一度開催される OIML 総会に提出される。ここで最終国際文書案が承認されれば、それは正式な OIML 刊行物として刊行される。

CIML 委員会及び OIML 総会における最終国際文書案の承認では、TC/SC レベルと異なり、OIML 条約に基づく意志決定の原則(3.1.1 参照)が適用される。また第 8 回 OIML 総会(1988 年)において、最近の技術進歩に対応するために CIML 委員会で仮承認された最終国際文書案については、印刷版を配布、あるいは OIML ホームページで電子版を公開することが認められた。もちろんこの場合でも、次回 OIML 総会での最終承認は必要で、この決定が優先する。B 6-1 に基づく採決規則の要約を表 5 に示す。

表 5 OIML 技術作業の各段階における採決規則の要約(B 6-1 附属書 B: 2023 年版より)

主体	機会	採決の対象	採決のルール(賛成票の割合など)
TC, SC, PG	会議	技術問題、決定事項など	TC/SC/PG の P メンバー総数の 50 % 以上
	電子メール		TC/SC/PG の P メンバーによる投票総数の 2/3 以上
TC, SC, PG	会議	CD を DR, DD 又は DV にするための承認	TC/SC/PG の P メンバー総数の 2/3 以上
	電子メール		TC/SC/PG の P メンバーによる投票総数の 2/3 以上
CIML	機会を問わない	プロジェクトの承認(プロジェクト・グループの設立)	全 CIML 委員の 50 % 以上
CIML	機会を問わない	TC 又は SC の設立	全 CIML 委員の 50 % 以上が賛成し、6 名の CIML 委員(少なくとも二つの異なる地域から)が TC/SC の P メンバーとなり、そのうち一名が事務局を引き受ける。
CIML	電子投票	DR, DD 又は DV を FDR, FDD 又は FDV にするための承認(CIML 予備投票)	CIML 委員による投票の 50 % 以上が賛成で、大幅な修正を要する提案及び反対がない。
CIML	CIML 委員会	FDR, FDD 又は FDV の承認	CIML 委員の 3/4 以上が出席し、出席した CIML 委員の 80 % 以上が投票し、投票の 80 % 以上が賛成である。
CIML	電子投票	次の CIML 委員会までの FDR, FDD 又は DV の承認(直接オンライン CIML 投票)	CIML 委員の 2/3 以上が投票し、投票の 100 % が賛成である。
総会	OIML 総会	CIML が承認した刊行物の最終承認	正加盟国の 2/3 以上が出席し、正加盟国の 80 % 以上が投票し、投票の 80 % 以上が賛成である。

注記:

1. 棄権と無投票は投票として集計されない。
2. 電子投票は、ホームページ又は電子メールによって行う。
3. CIML 委員会の出席には、代理出席も含む。

COVID-19 の世界的流行のため、2021 年の OIML 総会及び CIML 委員会において、オンライン会議中に初めて投票が行われた。対面式の会議中の投票とはやや異なり、投票規定では、次の三つの条件を満たす必要がある。

- (1) CIML 委員会の場合、全 CIML 委員の 3/4 以上(OIML 総会では 2/3 以上)が投票する必要がある。OIML 条約(B 1)では「出席人数」が条件になるが、オンライン会議では途中退出が自由で、実際に何名の CIML 委員が出席しているのか不明確であるため、「投票人数」が条件となった。これが満たされない場合、投票結果は無効になる。
- (2) 投票(賛成、反対、棄権のいずれか)において、賛成及び反対の総数が投票数の 80%以上であること、言い換えると、棄権が投票数の 20%以下であること。これが満たされない場合、投票結果は無効になる。
- (3) 賛成票が、賛成票及び反対票の総数の 80%以上であること。これが満たされた場合のみ、決議案は承認される。

8. 計量器型式に対する証明書の相互承認制度

8.1 証明書制度の概要

多くの国々において、消費者保護や公正な商取引の維持という観点から、特定の計量器が法定計量制度において管理されている。わが国では、このような計量器は**特定計量器**と呼ばれており、取引用の非自動はかり、燃料油メーター、ユーティリティ・メーター(ガスメーター、水道メーター、電力量計等)、血圧計・体温計などが代表例である。そして、このような計量器に対する信頼性を確保するために、多くの国で型式承認制度と検定制度が義務付けられている。

これらのうち**型式承認制度**とは、大量生産される計量器の基本設計(型式)に関わる基準適合性を審査し承認する制度である。この過程では政府から指名された機関が複数の計量器サンプルに対して型式承認試験を行い、基本設計に関する添付資料を審査し、これらの審査に合格すればその証として型式試験報告書を伴う型式証明書が製造事業者(申請者)に対して発行される。

型式承認制度は(1)添付資料の確認と型式承認試験の実施、そして(2)試験結果の評価と型式証明書の発行(合格の場合)という二段階で構成され、これらの業務を行う機関がそれぞれ「試験機関」及び「発行機関」と呼ばれている。そして**証明書制度**とは一般に、発行された型式証明書と型式試験報告書を相互に受け入れるための国家/地域/国際的な枠組みを意味し、そのうち OIML が提供する国際的な制度を **OIML 証明書制度**と呼ぶ。

なお多くの国において**検定制度**が存在する。これは個々の計量器が承認された型式に適合し必要な性能を満たしていることを公的機関が検証するための制度で、生産時の初期検定と後続検定によって構成される場合が多い。検定制度の歴史は極めて古く、これに対して型式承認制度は近代の大量生産方式の拡大に伴い検定制度を補完するために導入された新しい制度である。

8.2 (旧)OIML 基本証明書制度(Basic Certificate System)

かつて型式承認制度は各国が独自に維持していたが、計量器の輸出入の増加に伴う技術的障壁の撤廃という国際的な要求に応えるために、ある国で取得した試験報告書を含む型式証明書を他国でも相互に認めようという相互承認制度設立への動きが広がった。このような要望に応じて、OIML 証明書制度が 1991 年に創設され、その後 MAA 制度(8.3 参照)との区別のために **OIML 基本証明書制度**と呼ばれた。この制度は OIML 国際勧告(R)が対象とする全ての計量器に適用され、

2003年には対象となる計量器の範囲が計量器を構成する個別モジュールや計量器ファミリーにまで拡大された。しかしこの制度は OIML-CS (8.4 参照)の発足に伴い、2017 年末に廃止された。

この制度においては、原則的に全ての正加盟国が型式証明書(基本証明書)を発行することができ、試験機関／発行機関に対する審査は求められなかった。ただし型式証明書の受入れの最終判断も各国に任されていたため、基本証明書制度は単なる任意の制度に過ぎなかった。OIML 基本証明書制度に登録されていた発行機関と証明書の発行件数を表 6 に示す。

8.3 (旧)計量器の型式評価国際相互受入れ取決めの枠組み(MAA)

2000年代初頭から、基本証明書が実際には条件付きで加盟国により受け入れられているという問題が指摘されていた。そこでこれらの点を改善し、より信頼性と強制力の強い国際相互承認制度である MAA 制度が 2006 年に発足し、2017 年末まで運用された。対象とする計量器カテゴリーは、R 49(水道メーター)、R 60(ロードセル)、及び R 76(非自動はかり)の三つであった。

MAA 制度と基本証明書制度との大きな相違は参加資格にあり、MAA 制度の主旨に賛同する正加盟国の参加機関のみが、相互信頼関係に基づいて積極的に参加する形をとっていた。試験機関には、国際規格である ISO/IEC 17025「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」が要求された。MAA 制度へ参加する試験機関と発行機関の審査を行うために参加資格審査委員会(CPR)が組織され、参加を認められた機関は相互信頼宣言書(DoMC)に記載されて公開された。また発行機関には、他の発行機関が発行した証明書と試験結果を原則的に受け入れる義務があった。表 6 には MAA 制度における証明書の発行件数も示す。

8.4 OIML 証明書制度(OIML-CS)

MAA 制度が発足した後も、依然として多くの加盟国は条件付きで証明書を受け入れており、真の相互承認制度の実現には至らなかった。また全ての計量器カテゴリーにおける MAA 制度への統一も進まず、併行して基本証明書制度を運用せざるを得なかった。そのため統一された新しい制度が、2018 年 1 月に OIML 証明書制度(OIML-CS)として発足した。OIML-CS において MAA 制度と基本証明書制度は、それぞれ暫定的にスキーム A 及びスキーム B として残ったが、二つの制度の併存は認めず、一部の例外を除いて 2021 年にスキーム A へ統一された。そのための基本文書である B 18「OIML 証明書制度の枠組み(OIML-CS)」が 2016 年に発行され、それを補足する複数の付属文書(運用文書、手続文書など)も作成された。表 6 には OIML-CS における証明書の発行件数も示すが、スキーム A 及びスキーム B の OIML-CS 証明書の発行総数は 2000 を超えている。

スキーム A への参加に対する考え方は基本的に MAA 制度を踏襲しているが、試験機関に対する ISO/IEC 17025 の要求だけではなく、発行機関に ISO/IEC 17065「適合性評価—製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項」が適用される。当初は、ISO/IEC 17020「適合性評価—検査を実施する各種機関の運営に関する要求事項」による適用も追加要件が課せられるという条件付きで認められていたが、ISO/IEC 17065 を用いた OIML 発行機関の能力評価のみが IAF によって承認されたことから、ISO/IEC 17020 による適用は外れた。これらの規格への適合性を確認する方法としては、ILAC MRA の参加機関による認定の取得、又は独自に実施する外部評価(ピア・アセスメント)のいずれかを選択できる。なお、スキーム B におけるこれらの規格への適合性について

は、自己宣言に基づく能力評価を認めており、スキーム B はスキーム A に移行するための準備期間の位置付けてあることが分かる。

OIML-CS 運営のため、**運営委員会 (MC 委員会)** 及び MC の下部組織としての審査委員会 (RC 委員会) が置かれた。また、裁定委員会 (BoA) と試験機関フォーラム (TLF) が設立され、これらが連携しながら OIML-CS を運営している。MC 委員会には OIML-CS への参加国から代表が参加し、定期的な会合をもちつつ参加機関の審査、新しい計量器カテゴリーの追加、各カテゴリーにおけるスキームの移行、参加機関の資格確認に係わる専門家の審査などについて審議している。OIML-CS への参加機関は、以下の四つのカテゴリーに分けられる。

- (1) 発行機関 (Issuing Authority) : OIML 証明書 (スキーム A 又は B) を発行する 正加盟国の認証機関。ただしスキーム A の発行機関は利用機関を兼ねる必要がある。これは、証明書の発行国が受入の義務も負うことを意味する。
- (2) 利用機関 (Utilizer) : OIML 証明書 (スキーム A 又は B) と試験結果の受入れを明示的に宣言した 正加盟国の国家機関。
- (3) 準利用機関 (Associate) : OIML 証明書 (スキーム A 又は B) と試験結果の受入れを明示的に宣言した 準加盟国の国家機関。
- (4) 利用者 (User) : OIML 証明書 (スキーム A 又は B) と試験結果を 任意に受け入れる利用機関以外の組織。

これらの参加機関の情報 (対象計量器のカテゴリー、試験範囲、追加要求事項、等) は OIML ホームページにおいて公開されている。OIML-CS 制度を利用する製造事業者 (申請者) は、計量器に適した任意の発行機関を選んで申請を行う。そして得られた OIML-CS 証明書を輸出先の発行機関、利用機関、準利用機関、又は利用者に提出し、国内型式証明書への転換を要請する。ただし受け入れる機関は、OIML 勧告に記載されていない技術的な追加要求事項を宣言することができる。

なお OIML-CS のための型式承認試験においては、ヨーロッパを中心に **製造事業者試験所 (MTL)** が利用されている。高い品質管理能力と試験の中立性を保つ製造事業者は自らの MTL で得られた試験結果を型式評価に使うことができるため、試験に必要な時間とコストを大幅に節約することができる。

表 6 BIML に登録された OIML-CS 証明書数

発行国の国名コード			NL	GB	DE	DK	FR	CZ	CN	JP	CH	RU	SK	SE	ES	AU	NO	IT	KR	FI	BE	US	NZ	BG	PL	RO	合計	
報告番号	報告の略称	証明書の種類	オランダ	イギリス	ドイツ	デンマーク	フランス	チェコ	中国	日本	スイス	ロシア	スロバキア	スウェーデン	スペイン	オーストラリア	ノルウェー	イタリア	韓国	フィンランド	ベルギー	アメリカ	ニュージーランド	ブルガリア	ポーランド	ルーマニア		
R21	タクシーメーター	基本	6	13			9																				28	
		SB	2	4																								6
		SA	8																									8
R31	膜式ガス	基本	20			26		12			5																63	
R46	電力計	基本	2						1																		3	
		SB							2																		2	
		SA	79																								79	
R49	水道メーター	基本	48	21	51		60	38		2	15		19		1	2		3									260	
		MAA	1	14		2																					17	
		SB	2				4							3													9	
		SA	61		4	5	11	42						43													166	
R50	ベルトウェイヤー	基本	3	6		3								3		1											16	
		SA				1			1							1											3	
R51	自動捕捉式はかり	基本	94	90	81	2	10		1					2	2		1										283	
		SB	7	5					2					2													16	
		SA	37	3	10	8	2		3																		63	
R60	ロードセル	基本	343	156	85	45	13		32	3	5	8		2	18						3	2				1	716	
		MAA	351	30	9		6		25	61																		482
		SA	348	18	20	10	4		1	7	1			1														410
R61	充填自動はかり	基本	48	15	27	1								2	2												95	
		SB	3																									3
		SA	6			3			1																			10
R76	非自動はかり	基本	751	107	171	108	17	10	23	11	5	25	1	10	14	6			6	2		1			1		1269	
		MAA	345	138	7	3	19		14	11	21			3					2				2	1			566	
		SA	438	59	22	81	15	22	32	27	53			1	1													751
R85	タンク液面計	基本	65	6			3	25						3													102	
		SB	6					3																			9	
		SA	29					9						1													39	
R99	自動車排ガス	基本	2																								2	
R105	液体質量流量	基本														1											1	
R106	貨車自動はかり	基本		7	3							4									2						16	
		SA	1			1																					2	
R107	不連続自動はかり	基本	4	2	8	4	3																				21	
R111	分銅	SB							1																		1	
R115	電子体温計	基本			1																						1	
R117	燃料油メーター	基本	92	28	1		2	5	14	22		45	2	9		2											222	
		SB	14	5				3	1																		23	
		SA	124	1				3		3				5													136	
R126	呼吸分析計	基本			1		5							4													10	
R129	多次元測定器	基本	30	3	9	1	2										10										55	
		SB	5																								5	
		SA	33			2																					35	
R134	軸差自動はかり	基本	4	4		10						3															21	
		SB	1	6				1																			8	
		SA	1			6		3				1															11	
R136	皮革面積計	基本			1																						1	
R137	ガスメーター	基本	48				1																				49	
		SB	34						2																		36	
		SA	127					12										6									145	
R139	自動車圧縮ガス	基本	4					2																			6	
		SB	3			2		3																			8	
		SA	28			1		1																			30	
合計			3658	741	511	299	212	182	168	147	104	87	69	44	41	12	12	9	8	4	3	3	2	1	1	1	6319	
			NL	GB	DE	DK	FR	CZ	CN	JP	CH	RU	SK	SE	ES	AU	NO	IT	KR	FI	BE	US	NZ	BG	PL	RO	合計	

(OIML ホームページのデータより作成 2026 年 1 月)

1. 表頭は発行機関名の国名。表側は計量器カテゴリに対応した報告番号と略称。
2. 証明書の種類の「基本」は基本証明書、「SA」はスキーム A、「SB」はスキーム B を示す。
3. 数字は過去に発行された証明書の総数で、1 以上のもののみ示した。

9. わが国の対応

わが国は OIML 加盟後、CIML 委員の選出や技術活動への参画を通じて、継続的に OIML の活動を支援してきた。CIML 委員については、2000 年以前は(旧)工業技術院 計量研究所(NRLM: National Research Laboratory of Metrology)から、それ以降は現在の国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター(NMIJ: National Metrology Institute of Japan)から選出してきた。また、2013 年より 2019 年の第 54 回 CIML 委員会まで、産業技術総合研究所の三木幸信が CIML 第二副委員長を務めた。

OIML 技術活動については、**参考資料1の表 7**にも示すように、数多くの技術委員会(TC)並びに小委員会(SC)に積極的参加国(P メンバー)として参画している。

OIML 事務局活動としては、計量標準総合センター(当時の計量研究所)は 1995 年までの期間に、OIML の二つの小委員会(SC)の事務局を引き受けた。この時期には、R 118(自動車用燃料油メーターの型式承認試験手順及び試験報告書)、R 119(水以外の液体用計量システムを試験するための基準体積管)、R 120(水以外の液体用計量システムを試験するための基準容器)、D 25(流体の計量装置に用いる渦式メーター)の作成作業において主導的な役割を果たした。その後 2011 年より、計量標準総合センターは TC8(流体量の測定)の事務局を担当している。なお 2016~2018 年の期間に同センターは、TC8/SC7/p7(R 139: 自動車用圧縮ガス燃料の計量システム・改定プロジェクト)の世話人をオランダと合同で担当した。

OIML 証明書制度(8章参照)への参加については、計量標準総合センターが国際勧告 R 49(水道メーター)及び R 117(燃料油メーター)に関する基本証明書の発行機関として、また R 60(ロードセル)及び R 76(非自動はかり)に関する MAA 証明書の発行機関として登録されていた。OIML-CS において同センターは、スキーム A における R 60、R 76 及び R 117 の発行機関及び試験機関として参加しており、ISO/IEC 17065 と ISO/IEC 17025 の認定を維持している。なお、わが国の型式承認制度においては、計量器型式に関する「型式証明書」に代わり、「承認通知書」を申請者に発行している。

国内体制については、計量分野の国際機関であるメートル条約と OIML 条約への対応は経済産業省イノベーション・環境局 計量行政室が所管している。そして実際の BIPM 及び BIML との連絡、並びに審議案件等への対応については計量標準総合センターが支援している。更に同センターが事務局を担当する**国際計量研究連絡委員会**(略称:国計連)において、産学官の関係機関の協力のもとに、これらの国際機関に対する対応について審議が行われている(図 6 参照)。**国際法定計量調査研究委員会**(略称:国法調委)には、合計 26 の作業委員会が存在する。OIML 条約の対象は環境や医療機器等も含む幅広い分野にまで及んでいるため、この研究委員会においては、計量以外の分野の関係機関も含めた広範囲な協力体制のもとで審議が行われている。

OIML 条約への対応については、当初は国際計量研究連絡委員会の中に法定計量基本、質量計、体積計、電気計器、工業計測、及び成分計測という法定計量に関わる六つの分科会が設置されていたが、1994 年に法定計量分科会として一本化された。その当時、OIML 刊行物の検討に関わる実務は(一社)日本計量振興協会に設けられた国際化対応調査研究委員会に委ねられていたが、2002 年に同研究委員会は国際法定計量調査研究委員会と名称を改め、現在に至る。

国際法定計量調査研究委員会(国法調委)
事務局(委任)：(一社)日本計量機器工業連合会

- 計量規則等作業委員会(BIML,CEEMS,TC1,TC2,TC3,TC3/SC1-6,TC4)
- 不確かさ作業委員会(TC3/SC5)
- 包装商品作業委員会(TC6)
- 電子化計量器作業委員会(TC5/SC1)
- 情報化作業委員会(TC5/SC2)
- 計量器作業委員会(TC7,TC7/SC1,3,4,TC9/SC4,TC10,TC10/SC1-4,TC11,TC11/SC1,2,TC17/SC5)
- タクシーメーター作業委員会(TC7/SC4)
- 放射温度計測作業委員会(TC11,TC11/SC3)
- 体積計作業委員会(TC8,TC8/1,3,6,7)
- 水道メーター作業委員会(TC8/SC5)
- ガスメーター作業委員会(TC8/SC7)
- 燃料油メーター作業委員会(TC8/SC3)
- 積算熱量計作業委員会(TC11)
- 圧縮燃料ガス計量システム作業委員会(TC8/SC7)
- 質量計作業委員会(TC9,TC9/SC1,3)
- 自動はかり等作業委員会(TC7/SC5,TC9/SC2)
- 質量計用ロードセル作業委員会(TC9)
- 電力量計等作業委員会(TC12,TC14)
- 音響振動計量器作業委員会(TC13)
- 放射線計量器作業委員会(TC15/SC1,2)
- 環境・分析計量器作業委員会(TC16/SC1-4,TC17/SC2,3,4,6)
- 水分・タンパク計作業委員会(TC17/SC1,8)
- 呼気試験機作業委員会(TC17/SC7)
- 医療用計量器作業委員会(TC18,TC18/SC4,5)
- 血圧計作業委員会(TC18/SC1)
- 体温計作業委員会(TC18/SC2)

図 6 OIML に対する国内体制(2026 年 1 月)

10. 出版

10.1 OIML 機関誌(OIML Bulletin)

加盟国の情報共有と相互理解のために 1960 年より **OIML 機関誌(OIML Bulletin)** が発行されており、各国の計量制度や計量機関の紹介、研究・技術報告、論評、OIML 活動状況、CIML 委員会の報告、BIML ニュース等が掲載されている。同機関誌は、原則として年に 4 回発行されている。なお、2024 年までは発行月(1 月、4 月、7 月及び 10 月)に基づき、「2024 年 7 月号」のように区別していた。一方、2025 年からは No.1 から No.4 の通し番号に変更するだけでなく、ゲスト編集者を導入するなど、編集体制にも変化がみられる。OIML ホームページにおいて、OIML 機関誌の電子版が無料で閲覧及びダウンロード可能となったこともあり、加盟国による活用が期待される場所である。
(<https://www.oiml.org/en/publications/bulletin>)

10.2 OIML 刊行物

7 章で説明した手続きに従って TC/SC において作成又は改定され、CIML 委員会と OIML 総会の承認を受けた刊行物は、OIML ホームページにおいて無料で閲覧及びダウンロードすることができる。文書名の日本語訳と所管する TC/SC の番号を付加した一覧表を**参考資料 2 の表 8**に掲載する。

11. 参考資料 1

表 7 OIML の技術委員会 (TC)、小委員会 (SC)、プロジェクト・グループ (PG) の一覧
(2026 年 1 月現在)

TC	SC	PG	名称(日本語)	名称(英語)	事務局	担当文書
TC1			用語	Terminology	ポーランド	V 1, G 18
		p3	新文書:二か国語版 電子用語集の設立と維持	New Pub.: The set up and maintenance of a bi-lingual electronic vocabulary	ポーランド	
TC2			計量単位	Units of measurement	オーストリア	D 2
		p1	D 2 の改定: 法定計量単位	Rev. D 2: Legal units of measurement	オーストリア	D 2
TC3			計量規則	Metrological control	アメリカ	R 34, R 42, D 3, G 1
	SC1		型式承認及び検定	Pattern approval and verification	アメリカ	D 13, D 19, D 20, D 27
	SC2		計量取締り	Metrological supervision	チェコ	D9, D12, D16
	SC3		標準物質	Reference materials	ロシア	D 18
		p7	新文書:連続生産される標準 物質の認証プログラムの一般 要件	New D: General requirements for the program of reference material certification in serial production	ロシア	
	SC4		統計的方法の適用	Application of statistical methods	ドイツ	G 20
	SC5		適合性評価	Conformity assessment	アメリカ	G 19
SC6		型式適合性 (CTT)	Conformity to type	ニュージーランド	D 34	
TC4			標準器, 校正及び 検定装置	Measurement standards and calibration and verification devices	スロバキア	D 5, D 8, D 10, D 23
		p6	D 23 の改定: 検定用設備の 法定計量管理の原則	Rev. D 23: Principles for metrological control of equipment used for verification	スロバキア	D 23
		p8	D 8 の改定: 標準器の性能 一般要件、トレーサビリティ、 使用状況、管理及び文書化	Rev. D 8: Measurement standards performance. General requirements, traceability, condition to use, conservation, documentation	スロバキア	D 8
TC5			計量器に関する 一般要求事項	General requirements for measuring instruments	—	
	SC1		環境条件	Environmental conditions	カナダ	D 11
		p2	D 11 の改定: 計量器に対する 一般要求事項 - 環境条件	Rev. D 11: General requirements for measuring instruments - Environmental conditions	カナダ	D 11
	SC2		ソフトウェア	Software	ドイツ	D 31
		p5	D 31 の改定: ソフトウェア制御 計量器のための一般要件	Rev. D 31 - General requirements for software controlled measuring instruments	ドイツ	D 31

TC	SC	PG	名称(日本語)	名称(英語)	事務局	担当文書
TC6			包装商品	Prepackaged products	南アフリカ	R 79, R 87, G 21
		p6	新文書: R 87 包装商品のテンプレート	New Pub.: R 87 prepackage template	南アフリカ	
TC7			長さ関連量の計量器	Measuring instruments for length and associated quantities	ドイツ	R 35
	SC1		長さ計	Measuring instruments for length	ロシア	R 24, R 66, R 98
		p2	R 66 の改定: 長さ測定器	Rev. R 66: Length measuring instruments	ロシア	R 66
	SC3		面積の測定	Measurement of areas	イギリス	R 136
	SC4		道路運送車両計量器	Measuring instruments for road traffic	アメリカ	R 21, R 55, R 91
		p3	R 91 の改定: 運送車両用速度計	Rev. R 91: Radar equipment for the measurement of the speed of vehicles	スロベニア スイス	R 91
SC5		形状測定器	Dimensional measuring instruments	オーストラリア	R 129	
TC8			流体量の測定	Measurement of quantities of fluids	日本	R 40, R 41, R 43, R 120, R 138, D25, D26, D35, D36
	SC1		静的体積・質量測定	Static volume and mass measurement	アメリカ	R 71, R 80, R 85, R 95, R 125
		p5	R 95 の改定: タンカー(船)の一般技術要求事項	Rev. R 95: Ships' tanks - General requirements	アメリカ	R 95
		p9	R 71 の改定: 定置型貯蔵タンクの一般要求事項	Rev. R 71: Fixed storage tanks General requirements	アメリカ	R 71
		p10	R 85 の改定: 定置型貯蔵タンクの液面測定用自動液面計	Rev. R 85: Automatic level gauges for measuring the level of liquid in stationary storage tanks	アメリカ	R 85
		p11	R 125 の改定: タンク中の液体質量用計量システム	Rev. R 125: Measuring systems for the mass of liquids in tanks	アメリカ	R 125
	p12	新ガイド: 「固定式及び可搬式タンク: 電気光学距離測定法を用いた校正」の開発	New G: Fixed storage and transportable tanks. Calibration using electro-optical distance-ranging method	ウクライナ		
SC3		動的体積及び質量測定(水以外の液体)	Dynamic volume and mass measurement (liquids other than water)	アメリカ	R 117	

TC8	SC5	水道メーター	Water meters	イギリス	R 49	
	SC6	低温液体の計量	Measurement of cryogenic liquids	—	R 81	
		p1	R 81 の改定: 低温液体用動的体積計と計量システム	Rev. R 81: Dynamic measuring devices and systems for cryogenic liquids	アメリカ	R 81
	SC7	ガス・メータリング	Gas metering	オランダ	R 137, R 139, R 140	
p6		R 140 の改定: ガス燃料の計量システム	Rev. R 140: Measuring systems for gaseous fuel	オランダ	R 140	
TC9		質量計及び密度計	Instruments for measuring mass and density	アメリカ	R 60	
	SC1	非自動はかり	Non-automatic weighing instruments	フランス、ドイツ	R 76	
		p1	R 76 の改定: 非自動はかり	Rev. R 76: Non-automatic weighing instruments	BIML	R 76
	SC2	自動はかり	Automatic weighing instruments	イギリス	R 50, R 51, R 61, R 106, R 107, R 134, R 150	
		p10	R 51 の改定: 自動捕捉式はかり	Rev. R 51: Automatic catchweighing instruments	インド、イギリス	R 51
		p11	R 134 の改定: 走行中の自動車及び軸荷重の自動はかり	Rev. R 134: Automatic instruments for weighing road vehicles in motion and measuring axle loads	中国	R 134
	SC3	分銅	Weights	ドイツ	R 47, R 52, R 111, D 28	
SC4	密度計	Densities	ロシア	R 15, R 22, R 44		
	p2	R 22 の改定: 国際アルコール濃度測定表	Rev. R 22: International alcoholometric tables	ポーランド	R 22	
TC10		圧力、力及び関連量の計量器	Instruments for measuring pressure, force and associated quantities	アメリカ	R 23	
	p1	R 23 の改定: 自動車用タイヤ圧力計	Rev. R 23: Tire pressure gauges for motor vehicles	ケニア、BIML	R 23	
	SC1	重錘型圧力天びん	Pressure balances	チェコ	R 110	
	SC2	弾性感圧素子圧力計	Pressure gauges with elastic sensing elements	ロシア	R 53, R 101, R 109	
		p1	新勧告: 弾性感圧素子によるデジタル及びアナログ圧力計(送信機)	New R: Digital and analogue pressure gauges (transmitters) with elastic sensing elements	ロシア	
		p2	R 101 及び R 109 の合同改定: 弾性感圧素子による圧力計、真空計、及び圧力真空計の表示と記録	Combined rev. R 101 and R 109: Indicating and recording pressure gauges, vacuum gauges and pressure-vacuum gauges with elastic sensing elements	ロシア	R 101, R 109
	SC3	気圧計	Barometers	中国	R 97	
SC4	材料試験機	Material testing machines	アメリカ	R 65		

TC11		温度及び関連量の計量器	Instruments for measuring temperature and associated quantities	ドイツ	R 75
	p1	R75の改定:積算熱量計	Rev. R75: Heat meters	ドイツ	R 75
	SC1	抵抗温度計	Resistance thermometers	ロシア	R 84
	SC2	接触温度計	Contact thermometers	アメリカ	R 133
	SC3	放射温度計	Radiation thermometers	ロシア	R 18, R 48, R 141, R 147, D 24
TC12		電気量の計量器	Instruments for measuring electrical quantities	オーストラリア	R 46, G 22
	p1	R 46の改定:電力量計	Rev. R 46: Electricity meters	オーストラリア	R 46
	p3	新勧告:電気自動車用充電装置	New R: Electric vehicle charging stations	オランダ	
	p4	新勧告:DC電力測定	New R: DC electricity metering	アメリカ	
TC13		音響及び振動の計量器	Measuring instruments for acoustics and vibration	—	R 58, R 88, R 102, R 103, R 104, R 122, R 130
TC14		光関連量の計量器	Measuring instruments used for optics	ハンガリー	R 93
TC15		電離放射線の計量器	Measuring instruments for ionizing radiations	ロシア	
	SC1	医療用電離放射線の計量器	Measuring instruments for ionizing radiations used in medical applications	ロシア	D 21
	SC2	工業用電離放射線の計量器	Measuring instruments for ionizing radiations used in industrial processes	アメリカ	R 127, R 131, R 132
TC16		汚染物質計量器	Instruments for measuring pollutants	アメリカ	
	SC1	大気汚染	Air pollution	オランダ	R 99, R 143, R 144
		p4	新勧告:自動車排ガス用すす粒子数(PN)測定器	New R: Instruments for measuring the vehicle exhaust soot particle number (PN)	ドイツ、オランダ
	SC2	水質汚染	Water pollution	アメリカ	R 83, R 100, R 116
	SC3	殺虫剤及び有毒汚染物質	Pesticides and other pollutant toxic substances	アメリカ	R 82, R 112
	SC4	有害汚染物質の環境計測	Field measurements of hazardous (toxic) pollutants	アメリカ	R 113, R 123, D 22

TC17		物理化学測定器	Instruments for physico-chemical measurements	ロシア	
	SC1	水分計	Humidity	中国、アメリカ	R 59, R 92
	SC2	糖度計	Saccharimetry	ロシア	R 14, R 108, R 124, R 142
		p4	R 142 の改定: 自動屈折計: 検定の方法及び手段	Rev. R 142: Automated refractometers: Methods and means of verification	イラン
	SC3	pH 計	pH-metry	ロシア	R 54
		p1	R 54 の改定: 水溶液の pH 目盛	Rev. R 54: pH scale for aqueous solutions	ロシア
	SC4	導電率の測定	Conductometry	ロシア	R 56, R 68
		p1	新文書: 導電率の測定結果に対するトレーサビリティ	New D: Traceability of electrolytic conductivity measurements results	ロシア
	SC5	粘度の測定	Viscosimetry	ロシア	R 69, D 17, D 33
		p2	新勧告: 回転式粘度計 - 動粘度の決定、検定方法	New R: Rotary viscometers - Determination of dynamic viscosity, verification method	イラン
	SC6	ガス分析計	Gas analysis	ロシア	
SC7	呼気試験機	Breath testers	フランス、ドイツ	R 126	
SC8	農産物の品質分析機器	Instruments for quality analysis of agricultural products	オーストラリア	R 146	

TC	SC	PG	名称(日本語)	名称(英語)	事務局	担当文書
TC18			医療用計量器	Medical measuring instruments	ドイツ	R 128, R 145
		p2	新勧告:眼科医療器具－非接触眼圧計	New R: Ophthalmic instruments - non-contact tonometers	ドイツ	
		SC1	血圧計	Blood pressure instruments	中国	R 148, R 149
		p3	新勧告:非観血自動血圧計の試験に使用されるNIBP(非観血血圧)シミュレーターの評価のための要求事項	New R: Requirements for the evaluation of NIBP simulators used for the testing of automated non-invasive sphygmomanometers	ドイツ	
		p4	新ガイド:生体信号を再現できる血圧信号発生器を用いた自動血圧計の評価方法に関する手引き	New G: Guidelines for the evaluation of automated sphygmomanometers using oscillometric signal generators able to generate real-life oscillometric signals	ドイツ	
		p5	R 148 の改定: 非観血非自動血圧計	Rev. R 148: Non-invasive non-automated sphygmomanometers	中国	R 148
		p6	R 149 の改定: 非観血自動血圧計	Rev. R 149: Non-invasive automated sphygmomanometers	中国	R 149
		SC2	体温計	Medical thermometers	－	R 7, R 114, R 115
		p3	新勧告: 非接触型体温計	New R: Non-contact clinical thermometers	ブラジル	
		p4	新勧告: 接触型体温計	New R: Contact clinical thermometers	ブラジル	R 7, R 114, R 115 の統合改定
		SC4	医療用電子計量器	Bio-electrical instruments	ロシア	R 89, R 90
		SC5	医学研究用計量器	Measuring instruments for medical laboratories	ドイツ	R 26, R 78, R 135
	<p>注記:</p> <ol style="list-style-type: none"> プロジェクト名の「新文書」とは、文書のカテゴリーが確定していないものとする。 「－」は、事務局を担当する正加盟国が存在しないことを表す(2026年1月現在)。 TC/SC/PGの斜体文字は、わが国の参加資格がOメンバーの場合とする。 					

12. 参考資料 2

表 8 OIML 刊行物の一覧(2026 年 1 月現在)

1) 国際勧告 (INTERNATIONAL RECOMMENDATIONS)

番号	表題(日本語)	表題(英語)	発行年	TC/SC
R 7	最高温度保持機能付ガラス製水銀体温計	Clinical thermometers (mercury-in-glass with maximum device)	1979	18/2
R 14	ICUMSA 国際糖度目盛に基づいた偏光検糖計	Polarimetric saccharimeters graduated in accordance with the ICUMSA International Sugar Scale	1995	17/2
R 15	穀物の 100 リットル単位質量の計量器	Instruments for measuring the hectolitre mass of cereals	1974	9/4
R 18	線状消失式高温計	Visual disappearing filament pyrometers	1989	11/3
R 21	タクシメーター 計量及び技術要求事項、試験手順、及び試験報告書の様式	Taximeters Metrological and technical requirements, test procedures and test report format	2007	7/4
R 22	国際アルコール濃度測定表	International alcoholometric tables	1975	9/4
R 23	自動車用タイヤ圧力計	Tire pressure gauges for motor vehicles	1975	10
R 24	検定官用メートル基準直尺	Standard one metre bar for verification officers	1975	7/1
R 26	医療用注射器	Medical syringes	1978	18/5
R 34	計量器の精度等級	Accuracy classes of measuring instruments	1979	3
R 35	一般使用のための長さの実量器	Material measures of length for general use	2007	7
	第 1 部: 計量及び技術要求事項	Part 1: Metrological and technical requirements		
	第 2 部: 試験方法	Part 2: Test methods	2011	
	第 3 部: 試験報告書の様式	Part 3: Test report format		
	第 1 部: 修正文書	Part 1: Amendment 2014 to R35-1:2007	2014	
R 40	検定官用目盛付き基準メスピペット	Standard graduated pipettes for verification officers	1981	8
R 41	検定官用基準ビュレット	Standard burettes for verification officers	1981	8
R 42	検定官用金属証印	Metal stamps for verification officers	1981	3
R 43	検定官用目盛付きガラス製基準フラスコ	Standard graduated glass flasks for verification officers	1981	8

番号	表題(日本語)	表題(英語)	発行年	TC/SC
R 44	アルコール濃度測定に用いられる濃度計、密度計、及び温度計	Alcoholmeters and alcohol hydrometers and thermometers for use in alcoholometry	1985	9/4
R 46	有効電力量計	Active electrical energy meters	2012	12
	第1部:計量技術要求事項	Part 1: Metrological and technical requirements		
	第2部:計量管理及び性能試験 第3部:試験報告書の様式	Part 2: Metrological controls and performance tests Part 3: Test report format	2013	
R 47	大ひょう量はかり検査用基準分銅	Standard weights for testing of high capacity weighing machines	1979	9/3
R 48	放射温度計校正用タングステン・リボン標準電球	Tungsten ribbon lamps for the calibration of radiation thermometers	2004	11/3
R 49	冷温水用水道メーター	Water meters for cold potable water and hot water	2024	8/5
	第1部:計量及び技術要求事項	Part 1: Metrological and technical requirements		
	第2部:試験方法	Part 2: Test methods		
	第3部:試験報告書の様式 第4部:型式評価報告書の様式	Part 3: Test report format Part 4: Type evaluation report format		
R 50	連続式積算自動はかり (コンベヤスケール)	Continuous totalizing automatic weighing instruments (belt weighers)	2014	9/2
	第1部:計量及び技術要求事項	Part 1: Metrological and technical requirements		
	第2部:試験手順 第3部:試験報告書の様式	Part 2: Test procedures Part 3: Test report format		
R 51	自動捕捉式はかり	Automatic catchweighing instruments	2006	9/2
	第1部:計量及び技術要求事項 - 試験	Part 1: Metrological and technical requirements - Tests		
	第2部:試験報告書の様式	Part 2: Test report format		
	第1部:計量及び技術要求事項 - 試験に対する正誤表	Erratum (2010.08.09) to R51-1: 2006 Part 1: Metrological and technical requirements - Tests	2010	
R 52	六角形分銅 - 計量及び技術要求事項	Hexagonal weights - Metrological and technical requirements	2004	9/3
R 53	圧力の測定に使用する弾性受圧素子の計量特性決定方法	Metrological characteristics of elastic sensing elements used for measurement of pressure Determination methods	1982	10/2
R 54	水溶液の pH 目盛	pH scale for aqueous solutions	1981	17/3

番号	表題(日本語)	表題(英語)	発行年	TC/SC
R 55	自動車用スピードメーター、機械式オドメーター及びクロノタコグラフ - 計量規定	Speedometers, mechanical odometers and chronotachographs for motor vehicles - Metrological regulations	1981	7/4
R 56	電解液の導電率を再現する標準溶液	Standard solutions reproducing the conductivity of electrolytes	1981	17/4
R 58	騒音計	Sound level meters	1998	13
R 59	穀物及び油脂種子の水分計	Moisture meters for cereal grains and oilseeds	2016	17/1
	第1部:計量及び技術要求事項	Part 1: Metrological and technical requirements		
	第2部:計量管理及び性能試験	Part 2: Metrological controls and performance tests		
	第3部:試験報告書の様式	Part 3: Test report format		
R 60	ロードセルの計量規定	Metrological regulation for load cells	2021	9
	第1部:計量及び技術要求事項	Part 1: Metrological and technical requirements		
	第2部:計量管理及び性能試験	Part 2: Metrological controls and performance tests		
	第3部:試験報告書の様式	Part 3: Test report format		
	付属書	Annexes		
R 61	充てん用自動はかり	Automatic gravimetric filling instruments	2017	9/2
	第1部:計量及び技術要求事項	Part 1: Metrological and technical requirements		
	第2部:試験手順	Part 2: Test procedures		
	第3部:試験報告書の様式	Part 3: Test report format		
R 65	単軸材料試験機の力計測システム	Force measuring system of uniaxial material testing machines	2006	10/4
R 66	長さ測定器	Length measuring instruments	1985	7/1
R 68	導電率セルの校正方法	Calibration method for conductivity cells	1985	17/4
R 69	動粘度測定用ガラス細管粘度計 - 検定方法	Glass capillary viscometers for the measurement of kinematic viscosity - Verification method	1985	17/5
R 71	定置型貯蔵タンク 一般要求事項	Fixed storage tanks General requirements	2008	8/1
R 75	積算熱量計	Heat meters	2002	11
	第1部:一般要求事項	Part 1: General requirements		
	第2部:型式承認試験及び初期検定試験	Part 2: Type approval tests and initial verification tests		
	第3部:試験報告書の様式	Part 3: Test report format		
			2006	

番号	表題(日本語)	表題(英語)	発行年	TC/SC
R 76	非自動はかり	Non-automatic weighing instruments	2006	9/1
	第1部:計量及び技術要求事項 - 試験	Part 1: Metrological and technical requirements - Tests		
	第2部:試験報告書の様式	Part 2: Test report format	2007	
R 78	赤血球の沈降速度測定用ウエスタグレン管	Westergren tubes for measurement of erythrocyte sedimentation rate	1989	18/5
R 79	包装商品のラベル表記に関する要求事項	Labeling requirements for prepackages	2015	6
R 80	尺付きタンクローリー及びタンク貨車	Road and rail tankers with level gauging	2009	8/1
	第1部:計量及び技術要求事項	Part 1: Metrological and technical requirements		
	第2部:計量管理と試験 第3部:型式評価報告書の様式	Part 2: Metrological controls and tests Part 3: Report format for type evaluation	2017	
R 81	低温液体用体積計と計量システム	Dynamic measuring devices and systems for cryogenic liquids	1998	8/6
	付属書 D: 試験報告書の様式	Annex D: Test report format	2006	
R 82	殺虫剤及び有毒物質による汚染測定のためのガスクロマトグラフシステム	Gas chromatographic systems for measuring the pollution from pesticides and other toxic substances	2006	16/3
R 83	水中の有機汚染物質分析用ガスクロマトグラフ/質量分析計システム	Gas chromatograph / mass spectrometer systems for the analysis of organic pollutants in water	2006	16/2
R 84	白金、銅又はニッケルの抵抗温度計(工業及び商業用)	Platinum, copper, and nickel resistance thermometers (for industrial and commercial use)	2003	11/1
R 85	定置型貯蔵タンクの液面測定用自動液面計	Automatic level gauges for measuring the level of liquid in stationary storage tanks	2008	8/1
	第1部:計量及び技術要求事項	Part 1: Metrological and technical requirements		
	第2部:計量管理及び性能試験 第3部:型式評価のための報告書の様式	Part 2: Metrological control and tests Part 3: Report format for type evaluation		
R 87	包装商品の内容量	Quantity of product in prepackages	2016	6
R 88	積分平均型騒音計	Integrating - averaging sound level meters	1998	13

番号	表題(日本語)	表題(英語)	発行年	TC/SC
R 89	脳波計 - 計量特性 - 検定のための方法と装置	Electroencephalographs- Metrological characteristics - Methods and equipment for verification	1990	18/4
R 90	心電計 - 計量特性 - 検定のための方法と装置	Electrocardiographs- Metrological characteristics - Methods and equipment for verification	1990	18/4
R 91	運送車両用速度計	Traffic speed meters	2025	7/4
	第1部:計量及び技術要求事項	Part 1: Metrological and technical requirements		
	第2部:試験手順	Part 2: Test procedures		
	第3部:試験報告書の様式	Part 3: Test report format		
R 92	木材用水分計 - 検定方法と装置:一般規定	Wood-moisture meters - Verification methods and equipment: general provisions	1989	17/1
R 93	レンズメーター	Focimeters	1999	14
R 95	タンカー(船) - 一般技術要求事項	Ships' tank - General requirements	1990	8/1
R 97	気圧計	Barometers	1990	10/3
R 98	高精度線度器	High-precision line measures of length	1991	7/1
R 99	自動車排ガスの測定器	Instruments for measuring vehicle exhaust emissions	2008	16/1
	第1部:計量及び技術要求事項	Part 1: Metrological and technical requirements		
	第2部:計量管理及び性能試験	Part 2: Metrological controls and performance tests		
	第3部:報告書の様式	Part 3: Report format		
R 100	金属汚染物質測定用 原子吸光光度計システム	Atomic absorption spectrometer systems for measuring metal pollutants	2013	16/2
	第1部:計量及び技術要求事項	Part 1: Metrological and technical requirements		
	第2部:試験手順	Part 2: Test procedures		
	第3部:試験報告書の様式	Part 3: Test report format		
R 101	弾性受圧素子による指示式及び 自記式圧力計、真空計、連成計 (普通計器)	Indicating and recording pressure gauges, vacuum gauges and pressure-vacuum gauges with elastic sensing elements (ordinary instruments)	1991	10/2

番号	表題(日本語)	表題(英語)	発行年	TC/SC
R 102	音響校正器	Sound calibrators	1992	13
	付属書 B: 型式評価のための試験方法	Annex B: Test methods for pattern evaluation	1995	
	付属書 C: 試験報告書の様式	Annex C: Test report format		
R 103	振動への人体の反応に関する測定装置	Measuring instrumentation for human response to vibration	1992	13
R 104	純音オーディオメーター	Pure-tone audiometers	1993	13
	付属書 F: 試験報告書の様式	Annex F: Test report format	1997	
R 106	貨車用自動はかり	Automatic rail-weighbridges	2011	9/2
	第 1 部: 計量及び技術要求事項 - 試験	Part 1: Metrological and technical requirements - Tests		
	第 2 部: 試験報告書の様式	Part 2: Test report format	2012	
R 107	不連続式積算自動はかり (積算式ホッパー)	Discontinuous totalizing automatic weighing instruments (totalizing hopper weighers)	2007	9/2
	第 1 部: 計量及び技術要求事項 - 試験	Part 1: Metrological and technical requirements - Tests		
	第 2 部: 試験報告書の様式	Part 2: Test report format		
R 108	果汁の糖分測定用屈折計	Refractometers for the measurement of the sugar content of fruit juices	1993	17/2
R 109	弾性受圧素子による圧力計及び真空計 (標準計器)	Pressure gauges and vacuum gauges with elastic sensing elements (standard instruments)	1993	10/2
R 110	重錘型圧力天びん	Pressure balances	1994	10/1
R 111	精度等級 E ₁ 、E ₂ 、F ₁ 、F ₂ 、M ₁ 、M ₁₋₂ 、M ₂ 、M ₂₋₃ 及び M ₃ の分銅	Weights of classes E₁, E₂, F₁, F₂, M₁, M₁₋₂, M₂, M₂₋₃ and M₃	2004	9/3
	第 1 部: 計量及び技術要求事項	Part 1: Metrological and technical requirements		
	第 2 部: 試験報告書の様式	Part 2: Test report format		
	第 1 部: 修正文書	Part 1: Amendment 2025 to R 111-1:2004	2025	
R 112	殺虫剤及び有害物質測定用高性能液体クロマトグラフ	High performance liquid chromatographs for measurement of pesticides and other toxic substances	1994	16/3
R 113	有害化学汚染物質の現場測定用可搬式ガスクロマトグラフ	Portable gas chromatographs for field measurements of hazardous chemical pollutants	1994	16/4
R 114	連続測定用電子体温計	Clinical electrical thermometers for continuous measurement	1995	18/2
R 115	最高温度保持機能付電子体温計	Clinical electrical thermometers with maximum device	1995	18/2

番号	表題(日本語)	表題(英語)	発行年	TC/SC
R 116	水中の金属汚染物質測定に用いる誘導結合プラズマ原子発光分光分析計	Inductively coupled plasma atomic emission spectrometers for the measurement of metal pollutants in water	2006	16/2
R 117	水以外の液体用動的計量システム	Dynamic measuring systems for liquids other than water	2019	8/3
	第1部:計量及び技術要求事項	Part 1: Metrological and technical requirements		
	第2部:計量管理及び性能試験	Part 2: Metrological controls and performance tests		
	第3部:試験報告書の様式	Part 3: Test report format		
R 120	水以外の液体用計量システムを試験するための基準容器	Standard capacity measures for testing measuring systems for liquids other than water	2010	8
R 122	語音オーディオメーター	Equipment for speech audiometry	1996	13
	付属書 C: 試験報告書の様式	Annex C: Test report format	1999	
R 123	有害元素を含む汚染物質の現場測定用携帯及び可搬式蛍光 X 線分析装置	Portable and transportable X-ray fluorescence spectrometers for field measurement of hazardous elemental pollutants	1997	16/4
R 124	ぶどう酒の糖分測定用屈折計	Refractometers for the measurement of the sugar content of grape must	1997	17/2
R 125	タンク中の液体質量用計量システム	Measuring systems for the mass of liquids in tanks	1998	8/1
R 126	証拠用呼気分析計(アルコール検知器)	Evidential breath analyzers	2021	17/7
	第1部:計量及び技術要求事項	Part 1: Metrological and technical requirements		
	第2部:計量管理及び性能試験	Part 2: Metrological controls and performance tests		
	第3部:試験報告書の様式	Part 3: Test report format		
R 127	材料及び製品の電離放射線加工処理に用いるラジオクロミックフィルム線量計測システム	Radiochromic film dosimetry system for ionizing radiation processing of materials and products	1999	15/2
R 128	脚力測定器	Ergometers for foot crank work	2000	18
R 129	多次元寸法測定器	Multi-dimensional measuring instruments	2020	7/5
	第1部:計量及び技術要求事項	Part 1: Metrological and technical requirements		
	第2部:計量管理及び性能試験	Part 2: Metrological controls and performance tests		
	第3部:試験報告書の様式	Part 3: Test report format		
	第4部:型式評価報告書の様式	Part 4: Type evaluation report format		

番号	表題(日本語)	表題(英語)	発行年	TC/SC
R 130	オクターブ及び 1/3 オクターブバンドフィルター	Octave-band and one-third-octave-band filters	2001	13
R 131	材料及び製品の電離放射線加工処理に用いるポリメチルメタクリレート線量計システム	Polymethylmethacrylate dosimetry systems for ionizing radiation processing of materials and products	2001	15/2
R 132	材料及び製品の電離放射線加工処理に用いるアラニン EPR 線量計システム	Alanine EPR dosimetry systems for ionizing radiation processing of materials and products	2001	15/2
R 133	ガラス製温度計	Liquid-in-glass thermometers	2002	11/2
R 134	走行中の自動車及び軸荷重の自動はかり	Automatic instruments for weighing road vehicles in motion and measuring axle loads	2006	9/2
	第 1 部:計量及び技術要求事項 - 試験	Part 1: Metrological and technical requirements - Tests		
	第 2 部:試験報告書の様式	Part 2: Test report format	2009	
R 135	医学研究用分光光度計	Spectrophotometers for medical laboratories	2004	18/5
R 136	皮革面積計	Instruments for measuring the areas of leathers	2004	7/3
	第 2 部:試験報告書の様式	Part 2: Test report format	2006	
R 137	ガスメーター	Gas meters	2012	8/7
	第 1 部:計量技術要求事項	Part 1: Metrological and technical requirements		
	第 2 部:計量管理及び性能試験	Part 2: Metrological controls and performance tests		
	第 3 部:試験報告書の様式	Part 3 Test report format	2014	
第 1 部及び第 2 部修正文書	Amendment: Part 1&Part 2			
R 138	商取引に使用される体積容器	Vessels for commercial transactions	2007	8
	修正文書	Amendment: Vessels for commercial transactions	2009	
R 139	自動車用圧縮ガス燃料の計量システム (2022 再確認版)	Compressed gaseous fuel measuring systems for vehicles	2018	8/7
	第 1 部:計量技術要求事項	Part 1: Metrological and technical requirements		
	第 2 部:計量管理及び性能試験	Part 2: Metrological controls and performance tests		
	第 3 部:試験報告書の様式	Part 3: Test report format		
R 140	ガス燃料の計量システム	Measuring systems for gaseous fuel	2007	8/7
R 141	熱画像装置の主要特性の校正及び検定手順	Procedure for calibration and verification of the main characteristics of thermographic instruments	2008	11/3

番号	表題(日本語)	表題(英語)	発行年	TC/SC
R 142	自動屈折計	Automated refractometers	2008	17/2
	第1部:計量及び技術要求事項 第2部:計量管理及び性能試験	Part 1: Metrological and technical requirements Part 2: Metrological control and performance tests	2025	
R 143	定置型連続式二酸化硫黄測定器	Instruments for the continuous measurement of SO₂ in stationary source emissions	2009	16/1
R 144	定置型連続式一酸化炭素、窒素酸化物測定器	Instruments for continuous measurement of CO, NO_x in stationary source emissions	2013	16/1
	第1部:計量及び技術要求事項 第2部:試験手順 第3部:試験報告書の様式	Part 1: Metrological and technical requirements Part 2: Test procedures Part 3: Test report format		
R 145	眼科医療器具 - 圧入及び圧平式眼圧計	Ophthalmic instruments - Impression and applanation tonometers	2015	18
	第1部:計量及び技術要求事項 第2部:試験手順 第3部:試験報告書の様式	Part 1: Metrological and technical requirements Part 2: Test procedures Part 3: Test report format		
R 146	穀物及び油脂種子の蛋白質計	Protein measuring instruments for cereal grain and oilseeds	2016	17/8
	第1部:計量及び技術要求事項 第2部:計量管理及び性能試験 第3部:試験報告書の様式	Part 1: Metrological and technical requirements Part 2: Metrological controls and performance tests Part 3: Test report format		
R 147	-50℃から2500℃までの温度範囲の黒体放射源 校正と検定手順	Standard blackbody radiator for the temperature range from -50 °C to 2500 °C Calibration and verification procedures	2016	11/3
R 148	非観血非自動血圧計	Non-invasive non-automated sphygmomanometers	2020	18/1
	第1部:計量及び技術要求事項 第2部:試験手順 第3部:試験報告書の様式	Part 1: Metrological and technical requirements Part 2: Test procedures Part 3: Test report format		
R 149	非観血自動血圧計	Non-invasive automated sphygmomanometers	2020	18/1
	第1部:計量及び技術要求事項 第2部:試験手順 第3部:試験報告書の様式	Part 1: Metrological and technical requirements Part 2: Test procedures Part 3: Test report format		

番号	表題(日本語)	表題(英語)	発行年	TC/SC
R 150	湾曲した滑り台を用いた連続式積算自動はかり	Continuous totalizing automatic weighing instruments of the arched chute type	2020	9/2
	第1部:計量及び技術要求事項	Part 1: Metrological and technical requirements		
	第2部:試験手順	Part 2: Test procedures		
	第3部:試験報告書の様式	Part 3: Test report format		

2) 国際文書 (INTERNATIONAL DOCUMENTS)

番号	表題(日本語)	表題(英語)	発行年	TC/SC
D 1	国家計量制度 - 制度的及び法的枠組みの構築	National metrology systems - Developing the institutional and legislative framework	2020	CEEMS
D 2	法定計量単位	Legal units of measurement	2007	2
D 3	計量器の法定要求事項	Legal qualification of measuring instruments	1979	3
D 5	計量器の階級図式制定のための原則	Principles for the establishment of hierarchy schemes for measuring instruments	2022	4
D 8	標準器の選択、承認、使用、管理及び文書化に関する原則	Measurement standards. Choice, recognition, use, conservation and documentation	2004	4
D 9	計量取締の原則	Principles of metrological supervision	2004	3/2
D 10	計量器の校正周期決定のための指針 (ILAC-G 24)	Guidelines for the determination of recalibration intervals of measuring equipment	2022	4
D 11	計量器に対する一般要求事項 - 環境要件	General requirements for measuring instruments - Environmental conditions	2013	5/1
D 12	検定対象計量器の使用分野	Fields of use of measuring instruments subject to verification	1986	3/2
D 13	検査結果、型式承認及び検定の承認に関する二国間又は多国間取決めのための指針	Guidelines for bi- or multilateral arrangements on the recognition of: Test results - Pattern approvals - Verifications	1986	3/1
D 14	法定計量従事者の養成、資格及び訓練プログラム	Training and qualification of legal metrology personnel	2004	CEEMS
D 16	法定計量管理の確保の原則	Principles of assurance of metrological control	2011	3/2
D 17	液体の粘度測定器の階級図式	Hierarchy scheme for instruments measuring the viscosity of liquids	1987	17/5

番号	表題(日本語)	表題(英語)	発行年	TC/SC
D 18	国家法定計量機関による計量管理のための認証標準物質使用に関する一般原則	The use of certified reference materials in fields covered by metrological control exercised by national services of legal metrology. Basic principles	2008	3/3
D 19	型式評価と型式承認	Pattern evaluation and pattern approval	1988	3/1
D 20	計量器の初期後続検定及び手順	Initial and subsequent verification of measuring instruments and processes	1988	3/1
D 21	放射線治療に用いられる線量計の校正のための二次標準線量測定実験室	Secondary standard dosimetry laboratories for the calibration of dosimeters used in radiotherapy	1990	15/1
D 22	有害廃棄物より発生する大気汚染物質評価のための携帯用測定器に関する指針	Guide to portable instruments for assessing airborne pollutants arising from hazardous wastes	1991	16/4
D 23	検定用設備の法定計量管理の原則	Principles for metrological control of equipment used for verification	1993	4
D 24	全放射温度計	Total radiation pyrometers	1996	11/3
D 25	流体の計量装置に用いる渦式メーター	Vortex meters used in measuring systems for fluids	2010	8
D 26	ガラス製抽出用メジャー - 自動ピペット	Glass delivery measures - Automatic pipettes	2010	8
D 27	製造事業者の品質管理システムを活用した計量器の初期検定	Initial verification of measuring instruments utilizing the manufacturer's quality management system	2001	3/1
D 28	空気中での質量の測定に関する協定値	Conventional value of the result of weighing in air	2004	9/3
D 30	法定計量において ISO/IEC 17025 を試験機関の評価に適用するための指針	Guide for the application of ISO/IEC 17025 to the assessment of Testing Laboratories involved in legal metrology	2020	OIML-CS
D 31	ソフトウェア制御計量器のための一般要件	General requirements for software controlled measuring instruments	2023	5/2
D 32	法定計量において ISO/IEC 17065 を認証機関の評価に適用するための指針	Guide for the application of ISO/IEC 17065 to assessment of certification bodies in legal metrology	2018	OIML-CS
D 33	参照標準液(粘度計の校正及び検定用ニュートン性粘度標準)	Reference standard liquids (Newtonian viscosity standard for the calibration and verification of viscometers)	2019	17/5

番号	表題(日本語)	表題(英語)	発行年	TC/SC
D 34	型式適合性(CTT) - 計量器販売前の適合性評価	Conformity to Type (CTT) - Pre-market conformity assessment of measuring instruments	2019	3/6
D 35	石油計量表	Petroleum measurement tables	2020	8
D 36	液体用計量システムの検定及び校正のための基準体積管	Pipe provers for verification and calibration of measuring systems for liquids	2020	8
D 37	OIML 証明書制度において ISO/IEC 17020 を発行機関の評価に適用するための指針	Guide for the application of ISO/IEC 17020 to the assessment of OIML Issuing Authorities under the OIML Certification System	2022 2025 廃止	OIML- CS

3) 基本文書 (BASIC PUBLICATIONS)

番号	表題(日本語)	表題(英語)	発行年	TC/SC
B 1	国際法定計量機関を設立する条約	Convention establishing an International Organization of Legal Metrology	1955 (1968改正)	BIML
B 6	OIML 技術作業指針	Directives for OIML technical work	2023	BIML
	第1部:OIML 刊行物作成のための機構及び手続き 第2部:OIML 刊行物の起草及び提示のための手引き	Part 1: Structures and procedures for the development of OIML publications Part 2: Guide to the drafting and presentation of OIML publications		
B 7 修正	BIML 職員規定	BIML Staff regulations	2024	BIML
B 8	OIML 財務規定	OIML Financial regulations	2022	BIML
B 11	OIML 刊行物の翻訳、使用、販売に関する規則	Rules governing the translation, copyright and distribution of OIML Publications	2007	BIML
B 12	OIML と他機関の連携に関する基本文書	Policy paper on liaisons between the OIML and other bodies	2022	RLMO- RT
B 13	BIML 局長及び副局長の選任手続き	Procedure for the appointment of the BIML Director and Assistant Directors	2004	BIML
B 14	CIML 委員長及び副委員長の選挙手続き	Procedure for the election of the CIML President and Vice-Presidents	2013	BIML
B 15	OIML 戦略	OIML Strategy	2011	BIML
B 16	運営委員会に関する取決め	Terms of reference for the Presidential Council	2011	BIML
B 17	OIML 集会に参加する CIML 名誉委員及び招待客の旅費の償還に関する方針と規則: 修正 1 を含む	Policies and rules for the reimbursement of travel expenses incurred by CIML Members of Honor and invited guests in attending OIML events: Including Amendment 1	2023 2025 廃止	BIML

番号	表題(日本語)	表題(英語)	発行年	TC/SC
B 18	OIML 証明書制度の枠組み (OIML-CS)	Framework for the OIML Certification System (OIML-CS)	2025	OIML-CS
B 19	計量制度の整備途上にある国及び経済圏(CEEMS)に関する諮問部会に対する付託条項	Terms of Reference for the Advisory Group on matters concerning Countries and Economies with Emerging Metrology Systems (CEEMS AG)	2023	CEEMS
B 20	OIML ロゴの使用に関する規則	Rules for the use of OIML logos	2024	BIML
B 21	OIML 研修センターと研修活動の枠組み	Framework for OIML Training Centers and OIML Training Events	2019	CEEMS
B 22	法定計量集会に参加する CIML 委員長の旅費の償還に関する方針と規則	Policy and rules for the reimbursement of travel expenses incurred by the CIML President in attending legal metrology related events	2023	BIML

4) 用語 (VOCABULARIES)

番号	表題(日本語)	表題(英語)	発行年	TC/SC
V 1	国際法定計量用語集 (VIML) (英語-仏語)	International vocabulary of terms in legal metrology (VIML)	2022	1
V 2-200	国際計量計測用語 - 基本及び一般概念並びに関連用語 (VIM) 第 3 版 (2010 年版の一部修正版) (英語-仏語)	International Vocabulary of Metrology - Basic and General Concepts and Associated Terms (VIM) 3rd Ed. (Ed. 2010 with minor corrections)	2012	1

5) ガイド／手引き (GUIDES)

番号	表題(日本語)	表題(英語)	発行年	TC/SC
G 1-100	測定データの評価 - 測定における不確かさの表現の手引き	Evaluation of measurement data - Guide to the expression of uncertainty in measurement	2008	BIML
G 1-GUM1	測定における不確かさの表現のガイド - 第 1 部: 序論	Guide to the expression of uncertainty in measurement - Part 1: Introduction	2023	BIML
G 1-101	測定データの評価 - 「測定における不確かさの表現の手引き」 - 補遺 1 モンテカルロ法を用いた分布の伝播	Evaluation of measurement data - Supplement 1 to the "Guide to the expression of uncertainty in measurement" - Propagation of distributions using a Monte Carlo method	2008	BIML

番号	表題(日本語)	表題(英語)	発行年	TC/SC
G 1-102	測定データの評価 - 「測定における不確かさの表現のガイド」 - 補遺 2 多出力量に関するモデル	Evaluation of measurement data - Supplement 2 to the "Guide to the expression of uncertainty in measurement" - Extension to any number of output quantities	2011	3
G 1-104	測定データの評価 - 「測定における不確かさの表現の手引き」への案内及び関連文書	Evaluation of measurement data - An introduction to the "Guide to the expression of uncertainty in measurement" and related documents	2009	3
G 1-106	測定データの評価 - 適合性評価における測定不確かさの役割	Evaluation of measurement data - The role of measurement uncertainty in conformity assessment	2012	3
G 1-GUM 6	測定データの評価 - 測定における不確かさの表現の手引き - 第 6 部: 測定モデルの構築と利用	Guide to the expression of uncertainty in measurement - Part 6: Developing and using measurement models	2020	BIML
G 2	硬さスケールの計量 - 参考文献	The metrology of hardness scales - Bibliography	1981	BIML
G 3	硬さ測定への影響因子 (研究結果の体系的調査)	Factors influencing hardness measurement (A systematic survey of research results)	1983	BIML
G 4	硬さ試験片と圧子	Hardness test blocks and indenters	1984	BIML
G 5	硬さ標準試験器	Hardness standard equipment	1989	BIML
G 6	硬さ測定の統一	The unification of hardness measurement	1991	BIML
G 7	校正の手引き	Guide to calibration	1989	BIML
G 8	実用的な温度測定の手引き	Guide to practical temperature measurements	1991	BIML
G 9	計量研修 - 概論及び参考文献 (英語-仏語)	Metrology training - Synthesis and bibliography (bilingual French-English)	1987	BIML
G 10	国立計量サービス機関のための検定装置	Verification equipment for national metrology services	1986	BIML
G 11	車両用はかり検定用検重車 (英語-仏語)	Mobile equipment for the verification of road weighbridges (bilingual French-English)	1992	BIML
G 12	検定装置の供給者 (英語-仏語)	Suppliers of verification equipment (bilingual French-English)	1987	BIML
G 13	計量機関及び試験研究機関の設計	Planning of metrology and testing laboratories	1989	BIML
G 14	密度測定	Density measurement	2011	BIML
G 15	簡易化された計量規制の制定のための指針	Guidelines for the establishment of simplified metrology regulations	1992	BIML

番号	表題(日本語)	表題(英語)	発行年	TC/SC
G 16	OIML 刊行物の種類及び刊行物の採択手続き	Guide on the categories of OIML Publications and their adoption procedures	2007	BIML
G 17	CIML 委員のための手引き	Guide for CIML Members	2015	BIML
G 18	OIML 勧告及び文書で定義されるアルファベット順の用語集	Alphabetical list of terms defined in OIML Recommendations and Documents	2010	1
G 19	法定計量での適合性評価における測定の不確かさの役割	The role of measurement uncertainty in conformity assessment decisions in legal metrology	2017	3/5
G 20	サンプリング検査に基づいた使用中ユーティリティメーターに対する調査	Surveillance of utility meters in service on the basis of sampling inspections	2017	3/4
G 21	包装商品認証システムに対する要件を定義するための手引き	Guidance for defining the requirements for a certification system for prepackages	2017	6
G 22	電気自動車用充電装置 (EVSE) - 計量及び技術要求事項 - 計量管理及び性能試験	Electric Vehicle Supply Equipment (EVSE) - Metrological and technical requirements - Metrological controls and performance tests	2022	12
G 23	COVID 後の世界で CEEMS 活動を行うためのオンライン技術利用のためのガイド	Guide to the use of online technology for conducting CEEMS activities in a post-COVID world	2022	CEEMS

6) 専門家報告書 (EXPERT REPORTS)

番号	表題(日本語)	表題(英語)	発行年	TC/SC
E 1	21 世紀初頭の法定計量	Legal Metrology at the Dawn of the 21st Century (Mr. Knut Birkeland)	1998	BIML
E 2	法定計量の対経済及び社会効果	Benefit of Legal Metrology for the Economy and Society (Mr. John Birch)	2003	BIML
E 3	商業用分銅の検定	Verification of commercial weights (Dr. S. V. Gupta)	2004	BIML
E 4	CEE 76/211 指針に基づく包装商品正味量の計量監視の統計的原則	The statistical principles of the metrological surveillance of the net content of prepackages as laid down by the CEE 76/211 Directive	2004	BIML

番号	表題(日本語)	表題(英語)	発行年	TC/SC
E 5	OIML D 11:2013 - 計量器に対する一般要求事項 - 環境条件で参照された規格に関する現状 第6版	Overview of the present status of the standards referred to in OIML D 11: 2013 General requirements for measuring instruments - Environmental conditions 6th Edition	2015	BIML
E 6	追加機能を有するユーティリティメーターに対する性能要求事項の選択と実施に関する手引き	Guidance on the selection and implementation of performance requirements for utility meters containing additional functionalities	2011	BIML
E 7	法定計量の経済的影響のモデル化	Modelling the economic impact of legal metrology	2015	BIML

7) セミナー報告書 (SEMINAR REPORTS)

番号	表題(日本語)	表題(英語)	発行年	TC/SC
S 1	セミナー:経済及び社会発展における計量の役割 (1998 - ブラウンシュバイク)	1998 - Braunschweig - Seminar: The role of Metrology in Economic and Social Development	1999	BIML
S 2	セミナー:2020年には法定計量はどうなるのか (2002 - サンジャンドリユズ)	2002 - Saint-Jean-de-Luz - Seminar: What will Legal Metrology be in the Year 2020	2003	BIML
S 3	包装商品に関するセミナー (2006 - ケープタウン)	2006 - Cape Town - Seminar: Packaging	2009	BIML
S 4	セミナー:OIML D 1 (2007 - 上海)	2007 - Shanghai - Seminar: OIML D 1	2009	BIML
S 5	セミナー:貿易に対する法定計量の貢献と重要性 (2009 - モンバサ)	2009 - Mombasa - Seminar: Stakes and priorities of legal metrology for trade	2009	BIML
S 6	セミナー:型式適合性 II (2011 - プラハ)	2011 - Prague - Seminar: Conformity to Type II (CTT II)	2011	BIML
S 7	OIML 計量器型式の相互受入取決めに関するセミナー (OIML MAA)	Seminar on the OIML Mutual Acceptance Arrangement (OIML MAA)	2013	BIML

注記: S 1 は、OIML ホームページではダウンロード不可となっている。

13. 参考資料 3

国際法定計量機関を設立する条約

**— Convention Instituant Une
Organization Internationale de
Métrologie Légale—**

Convention establishing an International Organization of
Legal Metrology

1955年10月12日フランス、パリで作成
1968年1月に第13条を改正(第39条との整合化のため)

英語の公式翻訳は、イギリス政府の1962年の条約第60系列のもとで出版されている。
国際公用文は、フランス語。

International Bureau of Legal Metrology (BIML)

11, rue Turgot – 75009 Paris – France
Telephone: 33 (0)1 48 78 12 82 and 42 85 27 11
Fax: 33 (0)1 42 82 17 27
E-mail: biml@oiml.org
Internet: <https://www.oiml.org>

国立研究開発法人産業技術総合研究所
計量標準総合センター
計量標準普及センター 国際計量室

国際法定計量機関を設立する条約

この条約の当事国は、計量器の使用から生ずる技術上及び行政上の諸問題を国際的に解決することを希望し、並びにそれを達成するため当事国の努力を調整することが重要であることを認識して、次に定める国際法定計量機関を創設することを合意した。

第1章 機関の目的

第1条(I)

国際法定計量機関をここに設立する。
この機関は次のことを目的とする。

1. 次のものに関する資料及び情報の中央機関を構成すること。
 - 法規の適用を受ける計量器の検定及び取締りを行う各種の国家機関
 - 前記の計量器の原理、構造及び使用
2. 計量器及びその使用に関する各国の現行の法令を、その規定の完全な解釈に必要なその国の憲法上及び行政法上の注釈を附して、翻訳し、及び刊行すること。
3. 法定計量に関する一般原則を定めること。
4. 国際的な利害に関わる法定計量に係る諸問題のうち、国間の技術基準のばらつきについて、方法及び規制の統一を目的として研究すること。
5. 計量器及びその使用に関する模範的法案を作成すること。
6. 計量器の検定及び取締りを行う模範的機関の組織の具体案を作成すること。
7. 計量器が加盟国により承認されるため及びその使用が国際的に推奨されるために満たしていない必要かつ十分な特性及び品質を定めること。
8. 機関の各加盟国の度量衡機関その他の法定計量関係機関の間の緊密な連絡を保持すること。

第2章 機関の構成

第2条(II)

この条約の当事国は、機関の加盟国とする。

第3条(III)

機関は次のものから構成される。

- 国際法定計量会議
- 国際法定計量委員会
- 国際法定計量事務局

これらは、以下のことに関わる。

国際法定計量会議

第4条(IV)

会議は、次のことを目的とする。

1. 機関の目的に関する問題を研究し、それらの問題について決定を行うこと。
2. 機関の事業の遂行の任に当る指導機関の構成を確保すること。
3. この条約に従って設立される各種の法定計量機関がその事業の成果について提出する報告を研究し、承認すること。

特定の国の固有の立法及び行政に関するすべての問題は、その国による明示的な要請がある場合を除き、会議の管轄外とする。

第5条(V)

この条約の当事国は、加盟国の資格で会議の構成員となり、第7条に定めるところに従って会議に代表者を送りこの条約に定める義務を負う。

次の者は、正加盟国とは別に、準加盟国の資格で会議の構成員となることができる。

1. まだこの条約の当事国となることができないか又は当事国となることを希望しない国又は地域
2. 機関と関係のある活動を行う国際団体

準加盟国は、会議における代表権はないが、単に助言を行うオブザーバーを派遣することができる。準加盟国は、正加盟国が支払う分担金を支払う必要はない。しかし、自らの要求に基づいて受け取るサービスの費用や機関の刊行物の購読料は、自己負担しなければならない。

第6条(VI)

加盟国は、自国が所有する資料で機関の任務の遂行に資すると認めるものを会議に提供することを約束する。

第7条(VII)

加盟国は、3人以内の正式の代表者を会議の会合に派遣する。これらの者のうち1人は、できる限り、その国の度量衡機関もしくは法定計量関連省庁に勤務する現職の公務員でなければならない。これらの代表者のうち1人のみが投票権を有する。

特別の事情があり、かつ特定の問題に関して委員会の要請があったとき以外は、これらの代表者に全権を委任する必要はない。

各国は、自国の代表者の会議への派遣に関する費用を負担する。

政府の代表者として指名されていない委員会の委員は、会議の会合にアドバイザーとして出席する権利を有する。

第8条(VIII)

会議は、第1条に定める分野において、加盟国の共同の行動のために行うべき勧告を決定する。

会議の決定は、出席した正加盟国の数が正加盟国の総数の3分の2以上であり、かつ、当該決定が投票数の5分の4以上を獲得した場合のみ実施することができる。投票数は、出席した正加盟国の数の5分の4以上でなければならない。

棄権及び白票又は無効の票は、投票とは認めない。

決定は、情報、研究及び勧告のため直ちに加盟国に通報する。

加盟国は、できる限りその決定を実施する道義的責任を負う。

もつとも、会議、委員会及び事務局の組織、管理、運営及び内部規則並びにこれらに類するあらゆる問題に関する表決については、当該決定を直ちに執行することができるものとするため、絶対多数をもって足りるものとする。出席した正加盟国及び投票の最小限度の数は、前記と同様とする。可否同数の場合には、議長の仕事にある代表者が属する正加盟国の票により決定する。

第9条(IX)

会議は、会期ごとに、議長1人及び副議長2人を選挙する。事務局長は、書記として、議長及び副議長を補佐する。

第10条(X)

会議は、委員会の委員長の招集により、又は支障のある場合において事務局長が委員会の委員の半数以上から要請を受けたときは事務局長の招集により、少なくとも6年ごとに会合する。

会議は、その事業の終りに、次の会合の場所及び日を定め、又はそれを定めることを委員会に委任する。

第11条(XI)

機関の公用語はフランス語とする。

もつとも会議は、その事業及び討議のために、他の一つ又は二つ以上の言語の使用を準備することができる。

国際法定計量委員会

第12条(XII)

第1条に定める業務は、会議の実施機関である国際法定計量委員会が責任をもって遂行する。

第13条(XIII)

委員会は、機関の各加盟国につき1名の代表者からなる。

これらの代表者は、それらの者が属する国の政府により指名される。

これらの代表者は、計量器関係機関の現職の公務員又は法定計量の分野において現に公職にある者でなければならない。

これらの代表者は、この要件を満たさなくなったときは、直ちに委員でなくなり、関係政府は、その後任者を指名しなければならない。

これらの代表者は、その経験、助言、及び活動により委員会に利益をもたらすが、自国政府及び自己の所属機関に拘束されない。

委員はアドバイザーとして会議の会合に出席するものとする。委員は、その者が属する国の政府の会議における代表者の1人となることができる。
委員長は、協力を得ることが有益であると認める者を委員会の会合にアドバイザーとして招請することができる。

第14条(XIV)

計量に関する科学又は産業において貢献した個人又は委員会の旧委員は、委員会の決定により、名誉委員の資格を受けることができる。これらの名誉委員は、アドバイザーとして会合に出席することができる。

第15条(XV)

委員会は、委員長1人並びに第一及び第二副委員長の各1人を委員から選出する。これらの委員は、6年の任期で選出され、再任されることができる。ただし、その任期は、委員会の1会期が次の委員会までに満了する場合、次の委員会まで自動的に延長される。

事務局長は、書記として、これらの者を補佐する。

委員会は、その任務の一部を委員長に委任することができる。

委員長は、委員会により委任された任務を遂行し、緊急の決定が必要な場合には委員会の役割を代行する必要がある。委員長は委員に対して遅延なくこの決定を通知し、説明を行う。

委員長は、委員会及び関係諸団体の両者にとって共通の関心がある問題が生ずる可能性があるときは、それらの団体に対して委員会を代表する。

委員長の不在、支障、解任、辞任又は死亡の場合には、第一副委員長がその職務を行う。

第16条(XVI)

委員会は委員長の招集により、又はそれに支障がある場合においては委員の半数以上から要請を受けたときに限って事務局長の招集により、少なくとも2年ごとに会合する。

通常の会議は、特別の理由がある場合を除いて、事務局が所在する国で開催する。

もつとも、情報に関する会合は、その他の加盟国の国内で開催することができる。

第17条(XVII)

支障があつて会合に出席することができない委員は、代理としてその同僚の1人に投票を委任することができる。この場合には、同一の委員は、自身の票に加え、3票以上を有することはできない。

決定は、出席委員及び代理を委任した委員の数が委員会の委員として指名された者の数の4分の3以上であり、かつ、議案が投票数の5分の4以上を獲得した場合にのみ有効とする。投票数は、会合における出席委員及び代理を委任した委員の数の5分の4以上でなければならない。

棄権及び白票又は無効の票は、投票とは認めない。

委員会は、特別の場合には、通信により審議することができる。

この方法で行われる決議は、すべての委員がその意見を問われ、かつ、当該決議が投票により一致で承認された場合にのみ有効とする。ただし、投票数が指名された委員の数の3分の2以上であることを条件とする。

棄権及び白票又は無効の票は、投票とは認めない。委員長が定める期間内に回答がないときは、棄権したものとみなす。

第 18 条(XVIII)

委員会は、加盟国の権限のある機関に対し、あらかじめそれらの機関の正式の同意を得て、特別の調査、実験を伴う研究及び作業を委託する。これらの業務が費用を必要とするとき、その同意には、機関がその費用をいかなる割合で負担するかを明示するものとする。

事務局長は、これらの業務の全体を調整し、かつ、取りまとめる。

委員会はそれが定めるところに従って行動する作業団体、技術上又は法律上の専門家に対し、永続的にあるいは一時的に、ある種の業務の一部を委託することができる。これらの業務が報酬又は補償を必要とするときは、委員会は、その額を定める。

事務局長は、前記の作業団体又は専門家団体のため書記役を引き受ける。

国際法定計量事務局

第 19 条(XIX)

会議及び委員会の運営は、委員会の指揮及び監督の下にある国際法定計量事務局が行う。

事務局は、会議及び委員会の会合を準備し、それぞれの構成員の間の連絡をとり、並びに正加盟国若しくは準加盟国又はそれらの国の関係機関との連絡を維持する任務を有する。

事務局は、また、第一条に定める研究及び事業を遂行し、議事録を作成し、並びに加盟国に無償で配布する機関紙を発行する任務を有する。

事務局は、第一条に定める資料及び情報の中央機関を構成する。

委員会及び事務局は、会議の決定の実施を担当する。

事務局は、実験を伴う研究及び作業を行わない。ただし、事務局は、機械器具の構造及び作動の様式を研究するために適当な設備をもった展示室を設置することができる。

第 20 条(XX)

事務局の所在地は、フランスとする。

第 21 条(XXI)

事務局の職員は、委員会が任命する局長及び局員、並びに局長が任用する常勤又は臨時の雇員からなる。

事務局の職員、及び必要な場合には第 18 条に定める専門家に、給料を支払うものとする。支払いは俸給、若しくは給料あるいは委員会が定める額の補償とする。

局長、局員又は雇員に関する規則、特に任用、職務、規律及び退職の条件に関する規則は、委員会が定める。

事務局の雇員の任用、解雇又は免職は、局長が決定する。ただし、委員会が指名する者については、委員会の決定によらなければ同様の取扱いをすることができない。

第 22 条(XXII)

局長は、委員会の監督及び指示の下に事務局の運営を担当し、委員会に対し責任を有し、並びに通常の会期ごとに業務報告を委員会に提出しなければならない。

局長は収入を確保し、予算を作成し、すべての人件費及び設備費の支払いに責任をもち、機関の資金を管理する。

局長は、職権上会議及び委員会の書記となる。

第 23 条 (XXIII)

加盟国は、事務局が公益性を認められ、法人格を与えられ、かつ一般に、各加盟国の現行の法令によって政府間機関に通常与えられる特権及び便宜を有することを宣言する。

第3章 会計規定

第 24 条 (XXIV)

会議は、1 会期から次回の会期までの期間に等しい会計期間について、次のものを決定する。

- 機関の運営費を支弁するために必要な経費の総額
- 臨時の義務的な費用に充てるため、及び収入が不足する場合において予算の執行を確保するために留保しておくべき経費の年額

経費は金フランで計上する。金フランとフランス・フランとの平価は、フランス銀行が定めるものとする。

委員会は、会計期間中に於いて、この期間の業務を遂行するため又は経済条件の変化に対処するため経費の増額が必要であると認めるときは、その旨を加盟国に要請することができる。

会計期間中の満了の時までに会議が会合を行わず、又は審議を有効に行うことができなかつたときは、会計期間は、次回の有効な会期まで延長される。当初に定められた経費は、この延長された期間に比例して増額される。

委員会は、会計期間中に、定められた経費の範囲内で、その 1 会期から次回会期までの期間に等しい予算執行期間に係る運営費の額を決定する。

委員会は、随時使用することができる資金の運用を管理する。

予算執行期間の満了の時までに委員会が会合を行わず、又は審議を有効に行うことができなかつたときは、委員長及び事務局長は、満了した予算執行期間に係る予算の残額の全部又は一部を次回の有効な会期まで更新する事を決定する。

第 25 条 (XXV)

事務局長は機関の運営費について、その支出に責任を持ち、その支払を行う権限を有する。

しかし事務局長は、まず委員会の委員長の同意を得ない限り、次のことを行うことができない。

- 臨時の費用を支払うこと。
- 収入の不足の場合に予算の執行を確保するために必要な資金を予備費から支出すること。

予算の剰余金は、会計期間中はいつでも使用することができる。

事務局長による予算の管理は、委員会の監督を受けるものとし、委員会は、会期ごとにその予算の管理を検査する。

委員会は、会計期間の満了の時に、会議に対して決算報告書を提出し、その検査を受ける。

会議は、予算の剰余金の用途を決定する。この剰余金は、加盟国の分担金を軽減するために充てるか又は予備費に繰入れることができる。

第 26 条 (XXVI)

機関の経費は、次のものによって支弁される。

1. 加盟国の年次分担金

会計期間の分担額の総額は、2 から 5 までに掲げる収入の見積りを考慮し、会議が定める経費の額に応じて決定する。

加盟国は、それぞれの分担額の算定のため、それぞれの国の本土及びその国が代表する旨を宣言した領域の総人口に応じて、次の 4 等級に分けられる。

1 等級	人口千万以下の加盟国
2 等級	人口千万をこえ 4 千万以下の加盟国
3 等級	人口 4 千万をこえ 1 億以下の加盟国
4 等級	人口 1 億をこえる加盟国

人口数については、百万未満の端数は、切り捨てる。

いずれかの国においては計量器の普及度が明らかに平均以下であるときは、その国は、その人口に応じて定められる等級より下位の等級に置かれるよう要請することができる。

分担額は、等級に応じて、1、2、4 及び 8 の割合で定める。

各加盟国の分担額は、年次分担金を定めるため、会計期間の全年にわたって等分される。

収入の変動を緩和する安全措置を当初から確立するため、加盟国は、次年度以後の年次分担金の前払に同意する。この前払の額及び期間は、会議が定める。

会計期間の満了の時までに会議が会合を行わず、又は、審議を有効に行うことができなかつたときは、年次分担金は、会議の有効な会期まで同率で延長される。

- 2 刊行物の販売から生ずる収入及び準加盟国に対する役務の提供から生ずる収入
- 3 機関の資金の運用により生ずる所得
- 4 新たに加盟する国の当該会計期間についての分担金及び加入金、再加盟国の未払分担金及び加入金並びに払込みを中止した後再び払い込みを始めた加盟国の滞納分担金
5. 補助金、寄付金、贈与又は遺贈及び各種の収入

特別の事業を行うことを可能にするため、加盟国は、臨時の補助金を提供することができる。この臨時の補助金は、一般予算には含まれず、これについては、特別の勘定が設けられる。

年次分担金は、金フランで算定する。この分担金は、フランス・フラン又は交換可能な通貨で払い込まれる。金フランとフランス・フランとの平価は、フランス銀行が定めるものとする。適用される比率は、払込日における比率とする。

年次分担金は、各年の初めに事務局長あてに支払うものとする。

第 27 条 (XXVII)

委員会は、第 24 条から第 26 条までに挙げる般的規定に基づく会計規則を定める。

第 28 条 (XXVIII)

第 36 条に規定するいずれかの期間中に機関の加盟国となる国は、その期間の満了まで拘束され、かつ、加入の後には既加盟国と同様の義務を負う。

新加盟国は、機関の財産の共有者となり、その結果として、会議が定める加入金を払い込まなければならない。

新加盟国の年次分担金の額は、加入書又は批准書の寄託の年の翌年の1月1日に加入したものと計算する。経過中の年については、その国の年次分担金の額の12分の1に払い込むべき月数を乗じた額を払い込むものとする。この払込みは、経過中の年について定めた他の加盟国の年次分担金の額を変更するものではない。

第29条(XXIX)

連続して3年間分担金の払込みを履行しない加盟国は、正式に脱退したものとみなされ、加盟国の名簿から抹消される。

ただし、会議は、財政困難の時期にあって一時的にその義務を履行することができない加盟国の事情について調査するものとし、場合によっては、猶予又は減免を当該加盟国に対して認めることができる。

加盟国の除名の結果として生ずる収入の不足は、第24条に定めるところに従って設けられた予備費からの支出により補充される。

任意に脱退した加盟国及び除名された加盟国は、機関のすべての財産に関する共有権を失う。

第30条(XXX)

任意に脱退した加盟国は、単なる申請により、再び加盟することができる。この加盟国は、新加盟国とみなされるが、加入金は、脱退の日から5年をこえる場合にのみ請求することができる。

除名された加盟国は、除名の時に未払いであった分担金の支払を条件として、単なる申請により再び加盟することができる。この未払い分担金は、再加盟前の分担金を基礎として計算される。この加盟国は、新加盟国とみなされるが、加入金は、過去の分担金を考慮して、会議が定めた割合で計算する。

第31条(XXXI)

機関が解散するときは、資産は、解散の日において分担金を完納している加盟国間で行われる合意を条件とし、かつ、現職の又は退職した職員の契約上の又は既得の権利を害することなく、過去の分担金の総額に比例して加盟国間で分配する。

第4章 一般規定

第32条(XXXII)

この条約は、1955年12月31日まで、フランス共和国外務省において署名のため開放される。

この条約は、批准されるものとする。

批准書は、フランス共和国政府に寄託されるものとし、同政府は、各署名国にその寄託の日を通告する。

第33条(XXXIII)

この条約に署名しなかった国は、第32条に定める期限の満了後にこの条約に加入することができる。

加入書は、フランス共和国政府に寄託されるものとし、同政府は、すべての署名政府又は加入政府にその寄託の日を通告する。

第 34 条 (XXXIV)

この条約は、16 番目の批准書又は加入書の寄託の後 30 日で効力を生ずる。

この条約は、その効力発生の日後にこれを批准し又はこれに加入した国については、その国による批准書又は加入書の寄託の後 30 日で効力を生ずる*。

フランス共和国政府は、この条約の効力発生の日を各加盟国に通告する。

*この条約は 1958 年 5 月 28 日に効力を生じた。

第 35 条 (XXXV)

いかなる国も、署名若しくは批准の時又は他のいかなる時においても、自国が国際的に代表する領域の全部又は一部にこの条約を適用する旨を、フランス共和国政府にあてた通告により宣言することができる。

この条約は、フランス共和国政府がこの通告を受領した後 30 日目から、この通告において指定された領土に適用される。

フランス共和国政府は、この通告を他の政府に通達するものとする。

第 36 条 (XXXVI)

この条約は、最初の効力発生の日から 12 年間効力を有する。

この条約は、有効期間の満了の少なくとも 6 箇月前までにこの条約を破棄しない加盟国において、更に 6 年間効力を有し、その後も同様とする。

条約の廃止通告は、フランス共和国政府にあてた書面により行われるものとし、同政府は、その通告を加盟国に通達する。

第 37 条 (XXXVII)

機関は、会議の決定により解散することができる。ただし、会議における代表者が表決時に有効な全権委任状を所持する場合に限る。

第 38 条 (XXXVIII)

この条約の加盟国の数が 16 未満になるときは、会議は、この条約を無効なものとする必要があるかどうかについて加盟国と協議することができる。

第 39 条 (XXXIX)

会議は、この条約の改正を加盟国に勧告することができる。

改正を受諾した加盟国は、フランス共和国政府に対し、その受諾を書面をもって通告するものとし、同政府は、受諾の通告を受領した旨を他の加盟国に通達する。

改正は、フランス共和国政府がすべての加盟国から受諾の通告を受領した後 3 箇月で効力を生ずる。改正がすべての加盟国によって受諾されたときは、フランス共和国政府は、すべての加盟国及び署名政府に対し、その旨をその効力発生の日とともに通達する。
改正の効力発生後は、いかなる政府も、その改正を受諾することなく、この条約を批准し、又はこれに加入することはできない。

第 40 条 (XL)

この条約は、フランス語により 1 通の原本が作成される。同書は、フランス共和国政府の記録に寄託されるものとする。同政府は、すべての署名政府及び加入政府に認証された謄本を送付する。

14. 参考資料 4

表 9 略語一覧

略称	日本語名	原語による名称
AFRIMETS	アフリカ内計量システム	Intra-Africa Metrology System
APLMF	アジア太平洋法定計量フォーラム	Asia-Pacific Legal Metrology Forum
APMP	アジア太平洋計量計画	Asia-Pacific Metrology Programme
BIML	国際法定計量事務局	International Bureau of Legal Metrology
BIPM	国際度量衡局	International Bureau of Weights and Measures
BoA	OIML-CS 証明書制度の裁定委員会	Board of Appeal
CD, WD	委員会草案、作業草案	Committee Draft, Working Draft
CEEMS	計量制度の整備途上にある国及び経済圏	Countries and Economies with Emerging Metrology Systems
CEEMS AG	CEEMS 諮問部会	Advisory Group on Countries and Economies with Emerging Metrology Systems
CEN	欧州標準化委員	European Committee for Standardization
CENELEC	欧州電気標準化委員会	European Committee for Electrotechnical Standardization
CGPM	国際度量衡総会	General Conference on Weights and Measures
CIML	国際法定計量委員会	International Committee of Legal Metrology
COOMET	欧州・アジア国家計量標準機関協力機構	Euro-Asian Cooperation of National Metrological Institutions
DD	文書草案	Draft Document
DR	勧告草案	Draft Recommendation
DV	用語草案	Draft Vocabulary

略称	日本語名	原語による名称
DTG	デジタル化タスクグループ	Digitalization Task Group
GULFMET	湾岸計量機構	Gulf Association for Metrology
IAF	国際認定フォーラム	International Accreditation Forum
IEC	国際電気標準会議	International Electrotechnical Commission
ILAC	国際試験所認定協力機構	International Laboratory Accreditation Cooperation
ISO	国際標準化機構	International Organization for Standardization
MAA	計量器の型式評価国際相互受入れ取決めの枠組み	Mutual Acceptance Arrangement
MC	OIML-CS 証明書制度の運営委員会	Management Committee
MOU	覚書	Memorandum of Understanding
MRA	相互承認の取決め	Mutual Recognition Arrangement
MTL	製造事業者試験所	Manufacturer's Testing Laboratory
NMIJ	日本の計量標準総合センター	National Metrology Institute of Japan
OIML	国際法定計量機関	International Organization of Legal Metrology
OIML-CS	OIML 証明書制度	OIML Certification System
OIML 条約	国際法定計量機関を設立する条約	Convention establishing an International Organization of Legal Metrology
OIML 総会	国際法定計量会議	International Conference on Legal Metrology
PC 委員会	運営委員会	Presidential Council
RC 委員会	OIML-CS 証明書制度の審査委員会	Review Committee
RLMO RT	地域法定計量機関円卓会議	Regional Legal Metrology Organization Round Table
SI	国際単位系	The International System of Units
SIM	アメリカ全大陸計量システム	The Inter-American Metrology System
TC, SC, PG	技術委員会、小委員会、プロジェクト・グループ	Technical Committees, Subcommittees, Project Group
TLF	OIML-CS 証明書制度の試験機関フォーラム	Test Laboratories Forum
UNIDO	国連工業開発機関	UN Industrial Development Organization
WELMEC	欧州法定計量協力機構	European Cooperation in Legal Metrology
WTO	世界貿易機関	World Trade Organization

国際法定計量機関(OIML)の組織と活動のあらまし

2026年3月

発行 国立研究開発法人 産業技術総合研究所
計量標準総合センター
計量標準普及センター
国際計量室

〒305-8563 つくば市梅園 1-1-1

URL <https://unit.aist.go.jp/qualmanmet/nmijico/>

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。



AIST10-M00021-16